

平成 22 年第2回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成22年6月21日 開 議 午前9時30分

大岡議長

おはようございます。

先ほどは記念写真、大変お疲れさんでございました。また、心も新たに住民福祉のために頑張ろうという決意ができたのではないかと思います。ただ今の出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回まんのう町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。招集者であります、町長のご挨拶をお願いします。

町長、栗田隆義君。

栗田町長

みなさん、おはようございます。本日は改選後、初めての町定例会を招集いたしましたところ、公私共に大変お忙しい中、ご参集をいただきましてありがとうございます。

先般の6月の15日には、まんのう池のゆる抜きが盛大に行われ、讃岐平野の田植えが一斉に始まりました。

また、本年9月末には仲南地区の佐文の綾子踊りがユネスコの無形文化遺産に登録されるということで、期待をいたしておりましたが、叶わず、非常に残念な思いでいっぱいでございます。しかしながら、候補に上がっておるということで、今後とも粘り強く目的を達成できるように、運動を続けてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。そして、まんのう町の貴重な資源として地域の活性化に繋げて行きたいと、このように考えております。

本日上程いたしておりますのは、議案9件でございます。慎重審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

大岡議長

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

青野議会

それでは、ご報告申し上げます。

事務局長

初めに町長から、地方自治法第149条の規定に基づく議案7件、地方自治法第196条の第1項の規定に基づく議案1件、地方自治法第162条の規定に基づく議案1件、人権擁護委員法第6条の第3項の規定に基づく議案1件を受理いたしました。

次に、組合議会関係として、平成22年3月26日、平成22年第1回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第1号専決処分、香川縣市町総合事務組合規約の一部変更の承認について、ほか6件が審議されております。

日程第 1	青野議会 事務局長	平成 2 2 年 5 月 2 5 日、平成 2 2 年中讃広域行政事務組合議会 5 月定例会が開催され、議案第 1 号 専決処分の承認について、中讃広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、ほか 6 件が審議されております。 平成 2 2 年 6 月 2 日、平成 2 2 年第 1 回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、選挙第 1 号 副議長の選挙が行われております。 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より平成 2 2 年 2 月から 2 2 年 4 月分の一般会計収支、各特別会計収支、及び水道事業会計収支の報告が参っております。 次に町長より、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、報告第 1 号として、平成 2 1 年度まんのう町繰越明許費繰越計算書の報告、また、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、報告第 2 号として、まんのう町土地開発公社の経営状況に関する書類、報告第 3 号として、財団法人ことなみ振興公社の経営状況に関する書類、第 4 号として、有限会社仲南振興公社の経営状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配布してある書類をもって報告にかえさせていただきます。 以上で議会報告を終わります。
	大岡議長	議会報告を終わります。 日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。
	大西豊議会 運営委員長	議会運営委員長 大西豊君。 議会運営委員会のご報告を申し上げます。 6 月 1 6 日午後 1 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員 6 名全員の出席をいただきまして、6 月定例会運営について慎重に審議をしました。その結果をご報告いたします。
		日程第 1 5 議案 7 号まで初日に審議をいただき、定例会 2 日目に日程第 1 6 議案第 8 号以降の審議、3 日目に一般質問を行います。 それでは、お手元に配布されております議事日程第 1 号について、ご説明を申し上げます。
		日程第 1 議会運営委員会報告 議会運営委員長 日程第 2 会議録署名議員の指名 日程第 3 会期の決定 本日から 6 月 2 3 日の 3 日間と致します。 日程第 4 町政報告

大西豊議会 運営委員長	日程第 5	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長	
	日程第 6	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長	
	日程第 7	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長	
	日程第 8	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告	満濃中学校改築調査特別委員長	
	日程第 9	議案第 1 号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について	即決	
	日程第 1 0	議案第 2 号 まんのう町税条例の一部改正について	即決	
	日程第 1 1	議案第 3 号 まんのう町道路線の認定について	建設経済常任委員会	付託
	日程第 1 2	議案第 4 号 字の区域の変更について	建設経済常任委員会	付託
	日程第 1 3	議案第 5 号 字の区域の変更について	建設経済常任委員会	付託
		議案第 4 号、議案第 5 号の 2 議案は一括議題とさせていただきます。		
	日程第 1 4	議案第 6 号 福祉バス（かりんバス）購入契約の締結について		
		平成 2 2 年度福祉バス（かりんバス）整備事業について	即決	
	日程第 1 5	議案第 7 号 平成 2 2 年度まんのう町一般会計補正予算案 第 1 号	即決	
	日程第 1 6	議案第 8 号 監査委員（識見を有する委員）選任の同意について	6 月 2 2 日	即決
	日程第 1 7	議案第 9 号 副町長選任の同意について	6 月 2 2 日	即決
	日程第 1 8	選挙第 1 号 まんのう町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	6 月 2 2 日	即決
	日程第 1 9	諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	6 月 2 2 日	即決
		一般質問は、6 月 2 3 日に行います。		
		以上の日程で、意見の一致を見、1 6 時 2 0 分、委員会を閉会いたしました。以上で、議会運営委員会の報告を終わります。		
大岡議長		議会運営委員長の報告を終わります。議会運営委員会、委員長の報告に対する質疑はありませんか。		
		5 番、本屋敷崇君。		
本屋敷議員		委員長に質問させていただきます。		
		まず、一般質問の時期ですが、議員必携の方にも書いてありますように、一般質問は会期の初めに行うことが望ましいと書いてあるにも関わらず、会期の真ん中ですね、それも各種議案審議が終わった中、また一般会計補正予算、町の根源である予算の審議		

本屋敷議員	が終わった後に一般質問を行うということの妥当性についてどう考えておられるのか、その質問。 またですね、2点目としてはまんのう町税条例の一部改正であったり、まんのう町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、22年度まんのう町一般会計補正予算が即決となっておりますが、当まんのう町議会においては、委員会制度を採っております。委員会制度というのは、この議事をどれほど詳しく精査していくかと言うことで、委員会を設置しているにも関わらず、この本会議において、精査していくということ、その妥当性、その税条例であるとか、一般会計補正予算は、町の根源に関わる部分であってですね、まんのう町道路認定等々が建経に付託されているにも関わらず、町の根源を成す部分、条例制定である部分であるとか、予算審議が即決ということは、何をもって決めたのか。そこを少しお聞きしたいと思います。
大岡議長 大西豊議会 運営委員長	14番、大西豊君。 確かに、今、本屋敷議員が指摘されたことについては、議会運営委員会で慎重に審議をいたしました。各常任委員長から、一般質問の取扱いについて、また、会期の取扱いについて色々意見が出たところでございますが、意見が分かれたので、多数決によって、ただ今の報告とさせていただきます。
大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 大西豊議会 運営委員長	5番、本屋敷崇君。 色々な意見が出ましたが、では納得できません。妥当性を教えてくれと言うとる訳です。妥当性です。 14番、大西豊君。 民主主義のこの議会であります。やはり、賛成、反対色々あります。そういう中で慎重審議をいたしました。ある常任委員長は、今後については、会期については、充分取っていただきたい、いうことを申し出もありました。また、一般質問につきましても、やはり議案がでて、やはり結論が出る前に一般質問をとるべきだという意見もありました。一般質問は一年間を通して、町政全般に行われるものでありますが、そういうご意見もありましたんで、今後の議会運営委員会はできるだけ、そういう意見を尊重してまいりたいと思います。やはり、先ほど申しましたように、やっぱり最終的には色々意見が出た場合には民主主義の原則、多数決の原則に頼らざるを得なかったのが事実であります。今、本屋敷議員の言われたことについては、今後十二分に考慮して、議会運営にあたってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
大岡議長 本屋敷議員	5番、本屋敷崇君。 色々な意見が出ましたがではなくてですね。今先ほど私が質問したことに対してですね、この会期で私たちがそらオッケーですねと、言える説明が議会運営委員会の中で当然あったものと。でなければ、この会期にはならない。違いますかね。それで、ある

日程第 2	本屋敷議員	んであれば、色々な意見があったではなくてですね、この会期にした妥当性、その部分を教えていただきたいという部分。 それと、これが3回目になりますんで、もう1点聞いておきます。当然、本会議の中ですということであれば、本会議の中には制約があります。3回以上の質問はできないとか。委員会ではそれはございませんが、それを即決するということであればですね、この予算審議であったり、条例審議、こういった大事な部分において、そういった質問の制限等はされないとされるのが当然だと思いますが、その辺については議論されたのかどうか。当然されるものとして、受け取っても、こっちはよろしいということですか。その2点お願いします。
	大岡議長	14番、議会運営委員長、大西豊君。
	大西豊議会 運営委員長	先ほど申し上げましたが、色々意見の中で最終的には民主主義の原則で、多数決を採らしていただきました。今、本屋敷議員の指摘されたことについては、今後議会運営委員会に十分反映させていただきますので、よろしくお願いいたします。 (議長、なってないでしょう。質問の答えになってない。)
	大岡議長	まんのう町会議規則第55条により、同一議題については質問3回ということで、本屋敷君の質疑は打ち切ります。 (はい、議長。答えを・・・たんとってくださいよ。) これをもって質疑を終了いたします。
日程第 3		日程第2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において3番 合田正夫君、4番 白川正樹君を指名いたします。 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日から6月23日までの3日間と致したいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議あり) 異議がありましたので、これより、会期の決定の件を起立により採決いたします。 本定例会の会期は、本日から6月23日までの3日間といたしたいと思います。 賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。

日程第 4	大岡議長 栗田町長	よって会期は3日間と決しました。 日程第 4 町政報告を行います。 町長、栗田隆義君。 町政報告をさせていただきます前に、まず、去る4月18日に行われました町議会議員選挙におきまして、見事当選をされました18名の議員の皆様方に、改めまして今後4年間のまんのう町発展のため、共に邁進して行くことをお願い申し上げ、3月議会以降の町政報告をさせていただきます。 まず、今年で4回目となります町政懇談会を5月22日の吉野地区を皮切りに、6月6日の仲南地区まで実施をいたしました。町全体に関するもの、あるいは各地区固有の様々なご意見・ご要望をお聞かせいただきました。いずれのご意見・ご要望も町民皆様方からの貴重なものとして、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えております。 つぎに、満濃中学校改築関係でございますが、4月8日に実施方針の公表、5月26日に実施方針改定版の公表を町のホームページにて行いました。また4月14日には実施方針説明会を町民ホールで、6月5日には現地見学会を行い、いずれも22社の参加がございました。今後は、要求水準書の公表、募集要項の公表などを段階的に進め、本年末までには、参加表明書の受付を行う予定に致しております。 また、4月7日に小学校、4月6日に中学校の入学式が行われ、小学校は143名、中学校は168名の新入生が誕生致しております。 4月より開始いたしましたこども手当につきましては、6月10日に支給をいたしました。子ども手当対象世帯は1,219世帯、児童数は2,092名でございました。 次に、あいあいタクシーの利用状況でございますが、まず、登録者数につきましては、5月31日現在960名でございます。また、利用実績につきましては、昨年11月から本年5月までで延べ5,056人、1日平均37名程の利用をいただいております。当初の利用計画と比較致しまして、ほぼ予定通りの数字でございます。 大きな問題となっております口蹄疫の対策につきましては、町単独事業で、予防塩素系消毒を町内18農家に配布いたしました。香川県の対策としては消石灰を対象農家に配布し、農場の出入り口等を重点に、消毒を行っているとのことでございます。 5月30日で21年度の出納閉鎖をいたしましたが、一般会計では、概算でございますが、いわゆる剰余金を7億3千万円程度見込んでおります。その内、財調基金への積立を3億7千万円、翌年度への繰越額は3億6千万円程度と考えております。
--------------	-------------------------	--

日程第 5	栗田町長	最後になりましたが、昨年の 6 月議会において、綾子踊りのユネスコへの無形文化財遺産申請決定報告をさせていただきましたが、先日新聞で、本年につきましてはユネスコ側の事情により、事前審査が行われなかったとの報道がございました。町といたしましても、記念行事等も計画しており、大変困惑いたしておりますが、日本でわずか 13 件の提案の中に入り、全国的にも注目され、改めてその価値が認められたことに変わりなく、今後とも早期の登録を願う次第でございます。 以上、簡単ではございますが 3 月定例会以降の町政の一端をご報告申しあげました。なお、町政報告につきましては、お手元にご配布いたしておりますのでお目通しをお願いしたいと思います。 町政報告を終わります。
	大岡議長	日程第 5 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 総務常任委員長、谷森哲雄君。
	谷森総務 常任委員長	それでは、委員長報告を行います。 去る 6 月 10 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして、委員全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、所管課長全員の出席により総務常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査、その他であります。 町長挨拶のあと、所管事務調査にはいり、総務課長より、交通安全、消防事業、火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、町議会議員選挙投票状況等の報告がありました。 委員より、消防団の操法大会についての質疑があり、執行部より、旧三町の中で操法に対して温度差があり、今後、役員会等で協議するとのことでした。 また、委員より、満中改築時の起債の借入による実質公債比率について質疑があり、執行部より、財政係と P F I 特別対策室で協議し、実質公債比率を抑えるようにしていきたいとのことでした。 また、委員より、満中改築事業での建設事業費について質疑があり、執行部より、要求水準書の中で上限を決めて制限をかけたいとのことでした。 委員より、山林火災について質疑があり、執行部より、組織の強化、訓練、若い消防団員の育成が大事であるとのことでした。 また、委員より、公設消防と自衛消防の格差是正についての意見がありました。 次に企画政策課長より、地域公共交通対策事業進捗状況、福祉タクシー券助成事業利用状況、情報基盤整備事業状況、男女共同

谷森総務 常任委員長	参画推進事業状況、長尾会館運営状況、国際交流協会関係事業、出資法人決算状況、まんのう町連合自治会地区町政懇談会開催状況について報告がありました。 中讃テレビの加入率は再送信を含み2, 523戸、40.7%であり、一般家庭6, 200戸を対象としている。インターネット36.7%、光電話27%との報告がありました。 委員より、地区町政懇談会の目的について質疑があり、執行部より、旧来の開催形態に行政も頼っている。今後、懇談会のあり方について連合自治会と協議するとのことでした。 また、委員より、中讃テレビの使用料について質疑があり、執行部より、一定の普及率を超えた時に再度協議し、契約の見直しを申し出るとのことでした。 また、委員より、町ホームページの更新についての質疑があり、執行部より、セキュリティ面で簡単に操作できるようになっていないが、各課に周知して住民に必要な情報は迅速に提供していくとのことでした。 また、委員より、中讃広域での電算業務のメリットについての質疑があり、執行部より、多市町の共同使用によるコスト面、度重なる制度改正の対応面等においてメリットがあるとのことでした。前段で申しました、他市町言うんは、他の市町言うんでなくして多くの市町という意味でございます。 次に税務課長より、5月10日に固定資産税、軽自動車税の納税通知書を発送し、件数、調停額ともほぼ前年並みである。また、住民税の普通徴収の納税通知書も6月10日に発送、件数は約4, 300件となっているとの報告がありました。 また、委員より、滞納者対策についての質疑があり、執行部より、町単独のサービスの制限を検討しているが、各課の滞納情報の確認等の問題が残っているが、現在準備中との回答がありました。 次に会計室より、平成21年度の歳入・歳出決算見込み・基金現在高・出資金について報告がありました。 次に琴南支所長より、琴南地区連合自治会総会及び各地区連合自治会の総会、琴南地区戦没者追悼式などの報告がありました。 次に仲南支所長より、心配ごと相談、地区自治会長会、仲南地区戦没者追悼式などの報告がありました。 委員より、戦没者追悼式の町統一開催について質疑があり、執行部より、地域によって方法が違うので、今後、遺族会と協議するとのことでした。 以上、所管事務調査を行い、午後2時50分委員会を閉会いたしました。 以上で総務常任委員会の委員長報告を終わります。
-----------------------	---

	高木教育 民生常任 委員長	委員より、ジェネリック医薬品についての町の考え方について質疑があり、執行部より、これまでパンフレット等で勧めて来たが、会合で説明したり、一層多角的に町民啓発していくと回答がございました。 また、委員より、子ども手当の支給該当者の確認について質疑があり、執行部より、通知により個別対応して全員受給を目指すとのことでございます。 次に健康増進課長より、介護保険事業状況、特定健康診査受診状況、温泉送迎バス乗車人員等の説明がありました。委員より、温泉送迎用マイクロバスの更新理由について質疑があり、執行部より、現在使用しているバスが使用期間18年、走行距離20万キロ弱であり安全面を考慮して更新したいとのことでございます。 学校教育課長より、主要行事、繰越事業の琴南小学校ランチルーム新築工事、PFI手法の取組スケジュール等について報告があったわけでございます。 委員より、琴南小学校ランチルーム新築工事の木材使用についての質疑があり、執行部より、内装材にできるだけ木材の使用を考えたいたとのことでございます。 委員より、幼保一元化についての質疑があり、執行部より、満濃中学校の目途がついたら幼児教育検討委員会を立上げ、進めていきたいとのことでございます。 また、委員より、長炭保育所幼稚園の給食メニューについての質疑があり、執行部より、昨年の年度途中から管理栄養士が保育所メニューを作成して、工夫をしているとのことでございます。 次に社会教育課長より、人材教育、社会教育、文化財、高齢者教育等の行事の説明があったわけでございます。委員より、公民館の運営管理についての質疑があり、執行部より、基本的には公民館長1人、補助員1人の1.5人体制であると。夜間休日は今までは公民館の利用者が行っていた館もあったが、今年度より統一してシルバー人材センターの活用をスタートした。しかし、以前のやり方を希望する公民館がある場合には、今後、見直す可能性があるとのことでございます。 以上、所管事務調査を行い、午後2時30分委員会を閉会いたしましたわけでございます。 以上で教育民生常任委員会の委員長報告に変えさせていただきます。 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 5番、本屋敷崇君。
	大岡議長	

日程第 7	本屋敷議員	教育民生常任委員会の所管であるですね、健康保健センターの建設においてですね、この議会前にですね、全員協議会ですね、約 1 ヶ月前ぐらいに全員協議会において、今後の健康保健センターの施設をどのように改修していくのかというお話がありましたが、その中で執行部の方からですね、出された資料においては、これは不十分であるというような意見が全員協議会の中でも出ておりましたが、その後、教育民生常任委員会の中でですね、当然図られるものではあると思いますが、そういった話が委員会の中であったのかどうか。議論されたのかどうかだけ教えていただけたらと思います。
	大岡議長 高木教育 民生委員長	16 番、教育民生常任委員長 高木堅議員。 今、本屋敷議員さんの質疑等でございますが、今、私の方から委員長報告をさしていた以上の報告でございます。保健センターについての、私も今回初めての教育民生常任委員会でございますので、議案に基づいて十二分に教育民生常任委員会を開催したわけで、それについては議題に上っておりません。
	大岡議長 本屋敷議員	5 番、本屋敷崇君。 ないです。議題にないんですよ。 (ないです。)
	大岡議長 白川年議員	7 番、白川年男君。 送迎バスの件ですけど、従来はかりん温泉の時は町の負担で、かりん温泉の経費の中へ盛り込んどりました。これからは、本当であれば、公社の負担になるべきでなかろうかと思うんですけど、その辺について質疑されたかどうか答弁お願いしたらと思います。
	大岡議長 高木教育 民生委員長 大岡議長	16 番 高木 堅君。 今、白川年男議員さんの質疑でございますが、これは委員会に委員長に対する質疑ではないものと聞き受けます。尚、白川議員については十二分に、また一般質問等々で執行部に十二分にお聞きいただけたらと思います。以上 これをもって、質疑を終了いたします。
		日程第 7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長、藤田正夫君。
	藤田委員長	建設経済常任委員会の委員長報告を行います。去る 6 月 1 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして委員全員、執行部より、副町

藤田建設 経済常任 委員長	長、所管課長全員の出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査、であります。 佐野副町長挨拶のあと、所管事務調査にはいり、6月8日の委員会に対する、事前説明および今後の委員会の進め方等について初めての議会でありますので協議しました。各課の事業説明、予算執行についての、重点項目の説明をうけ、午前11時40分委員会を閉会いたしました。 また、去る6月8日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員全員、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員の出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査、その他であります。 栗田町長挨拶のあと、仲南地区、林道塩入三野線、琴南地区、林道笠形線、満濃地区、町道五毛線、平成22年度地籍調査予定地、高屋原上水場水道高度処理施設、かりん亭、かりん会館等の現地調査を行いました。 そののち、所管事務調査にはいりました、まず産業経済課長より、農業委員会の業務状況の報告。 農業関係として平成22年度産米の生産数量目標が協議の結果1, 076. 8ヘクタールで昨年に比べ2. 4ヘクタールの減となっているとのことであります。また、22年度まんのう町で献穀田を実施することになり、事業の円滑な実施のために稲作文化伝承事業実行委員会を5月6日に設立し5月24日に播種式を実施、6月26日にお田植式を予定しているとのことでした。 有害鳥獣対策関係として、21年度はいのしし箱わなを27基購入し、町内に設置、22年度は箱わなを20基程度を購入する計画とのことでした。 畜産関係では、口蹄疫に係る家畜の防疫として、県において農場内に入る際の消毒として、消灰石を対象農家に配布。農場の出入口等を重点に消毒を行い、町では口蹄疫予防塩素系消毒薬を18農家に配布したとの報告がありました。 商工観光関係では各行事の実施予定と、かりんの丘公園、かりん会館、かりん亭の利用状況の報告がありました。 委員より、個別所得補償モデル対策個人面談が5月28日に終わっているが対象者全員と面談が出来たかとの報告が質疑があり、執行部より、窓口が農協であり、来られない方については再度、周知しているとのことでした。 また、委員より、いのしし、箱わなは有害鳥獣対策協議会が発注したものかと質疑があり、執行部より、国から協議会に補助があり、協議会より発注したとのことであります。 委員より、いのしし、箱わなについての質疑があり、執行部より、免許があるので猟友会を通して申請があり、22年度分についてもすでに申請が出ているとのことでした。 委員より、かりんの丘公園とかりん会館の管理体制の質疑があり、執行部より、かりんの丘公園は2人交代、かりん会館は日曜祝日はシル
------------------------------	---

藤田建設 経済常任 委員長	バー人材センターが入っているとのことでした。 委員より、かりん会館の利用料についての質疑があり、執行部より、基本的には無料であるが、冷暖房を使用する場合は1時間100円、営業目的等の使用の場合は有料になるとのことでありました。 次に、建設土地改良課長より、下水道、集落排水使用料、接続件数、町内主要ため池貯水状況、工事関係について報告がありました。 工事関係について土地改良関係では町事業主体の単独県費補助の 仲南地区春日久保農道改修、県営中山間地域総合整備事業では仲南地区の佐文竹の尾農道と中山団地整備、満濃地区では大向新池改修と吉野水路改修、琴南地区では木戸川東集落道があり、いずれも未発注とのことでした。 林務関係では、開設事業の琴南地区、笠形線と仲南地区の塩入三野線。改良事業では仲南地区の塩入三野線と琴南地区の塩江琴南線。治山事業では仲南地区の生間があり、いずれも未発注とのことでした。 土木関係では平成21年度繰越事業の琴南地区の造田六地蔵線が現在進捗中であり、公共単県では満濃地区の檜林佐岡線、仲南地区では追上地区国道32号線改良に伴う造成工事と町道帆山本目線。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業としては満濃地区の町道西深田・五毛線改良工事があり、いずれも未発注とのことでした。 また都市計画関係の満濃池周辺整備では町道五毛線改良工事。建築関係では長尾団地の改良住宅水洗化改修工事が未発注との報告がありました。 委員から、県営中山間地域総合整備事業で現在おこなわれている工事について質疑があり、執行部より、平成23年度で終了とのことでありました。 次に地籍調査課長より、前年度の実績、本年度の計画、進捗率等について説明がありました。 本年度一筆調査実施地区は、吉野地区で面積2.2km² のことでありました。 次に水道課長より、満濃池は、降雨によりほぼ満水状態で、高屋原浄水場へ1日あたり2400tを取水しており、そのうち自己水源確保事業で実施している仲南地区照井からは1日平均400tの取水をしているとのことでした。野口浄水場の水源である、仲南地区地蔵前ダムも現在のところ満水状態であり1日あたり1500tを取水しているとのことでした。 一昨年に発生した満濃池を原水としている、高屋原浄水場の臭気問題については、住民にはたいへんご迷惑をかけましたが、昨年度において、高度処理施設(オゾン処理・粒状活性炭処理)が完成したので、今後は浄水中の臭気等水質の悪化には対応できるとのことでありました。
------------------------------	---

	藤田建設 経済常任 委員長 大岡議長 三好議員	また、22年度の工事については、上水では、吉野下地区で石綿管更新事業、簡水では造田浄水場への導水管工事等の説明がありました。 委員より、高度処理施設はもう使用を始めているかとの質疑があり、執行部より、現在、活性炭処理は使用しているがオゾン処理については原水中の臭気が確認されたら使用を始めるとのことでした。 以上、所管事務調査を行い、午後3時20分委員会を閉会致しました。 以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。 13番 三好 勝利君。 これは委員長にお尋ねするというか、むしろ執行部の方になるかと思えますけど、とりあえず建経に委員さんが約1日かけて議論された中で、いろんな五毛線とかいろんな報告がありました。それはいいでしょう。例えば、あれほど住民が乞い望んで危険に沿いながら以前からやっておる丸亀三好線の話が全然報告が出なかったのか、それとも執行部に全然やる気がないのか、県にもやる気がないのか、あのへんの者は泣くだけ泣いとけというのか。やはり前々私が言っておるように予算を同じ使うのだったら周辺の住民のコンセンサスを十分得て、どの様にしたのが一番喜ぶますかというぐらいの配慮があつてええと思うんですよ。これ合併して4年かかっとなですよ。単なる私も前回委員に入っとりました。丸亀三好線県道の県道の一局になつとるわけですよ。単なるローカル線とは違うんですよ。このへんをやっぱり建経の委員さんがおりながらメンバーがチェンジし、のこつとる方もおられますけど、なぜその意見が出なかったか。出しても無駄か。それとも執行部に全然そういう気がないか。あれほど住民が乞い望んで危険を顧みて朝晩通行しておる。それをやるのがやっぱり行政の力じゃないですか。はっきりいうて。同じ設備投資をするのだったら五毛線もいいでしょ。だれが通るんですか。あそこ日に何台とおつとるんですか車。私も時々見に行きました。あの大きな道路何億もつけてやったやつ。それと途中で岸上にもついております。これも去る事ながら将来20年か30年のうちには世の中変動して使うこともあるかもわかりません。今の時点では本当に指折り数えるぐらいです。その狭い道路は本当に危険を遭遇しながら、1日に何台の車がとおつとると思つとるんですか。県の方に言わしてもマルナカの対立もあると思いますが、ある人はもう出来んのやと、なぜ出来んのやと、土地を改良して出口が出来とらねば交通混雑する。そなに1日何千台も通る道路じゃないんです。主要幹線でも。やはり近所の方の、やっぱり住民の足の確保ということで、本当にあそこは危ないんですよ。それを結局その委員
--	--	--

	三好議員	会でも話が出なかったと。私は偶然たまたま建経の委員から外されとりましたから意見が出なかったんですけど、それだったら私はやっております。何回もいうけど丸亀三好線という主道幹線の一端なつとるわけですよ。わずか300mぐらいですよ。これ金額にしたらなんぼですか。この大きなまんのう町が新しい町づくりで合併して、なぜこれが出来んのですか。委員会でもやっぱりそれぐらいのことは取上げてもらいたい。これも委員長に言うてもしょうがないけど、やっぱり建経の委員さんおるわけですから。そのへんはやっぱり執行部も考えて、県がどうとあれと、やはり住民の見方をするのが、やっぱりまんのう町の議員、執行部だと思うんですよ。県がどうこう言うたからって尻込みしとったら、なんも出来ません。そのへんは委員長話が出来たんか、それとも建経としても取上げる気持ちがないのか、そのへんを返答してもらいます。
	大岡議長 藤田建設 経済常任 委員長	12番 藤田 昌夫君 三好議員さんの質問は当然でありますし、当然建経の中でもですね、ある議員とですね個別的なそういった話をしました。ただ、今回の委員会については初めての委員会でございます、そういった部分では所管事務に関する部分ということで行いました。そして将来的にはですね是非、県の事業でありますけれども町の部分に関する部分でありますので、一般質問とかですね。そういった建経に関する部分と言いながら、県の事業でありますので、町の建設経済委員会としてのですね。意見を十分まとめながら委員会としても努力して是非、私も当然過去に一般質問した経緯もありますので、十分周知しておりますし、過去のですね、県との話し合いまた丸亀三好線改良のメンバーにも入っておりますし、そういった面では県の方へ通じていきながらですね、町としてやれる範囲、県としてやれる範囲、それぞれですね任務分担あるだろうと思っております。そういった意味では建経の委員として新しい委員さんも見えてますし具体的に名前を出したら調子悪いと思いますので、出せませんですけども、その委員さんとも具体的な話をします。そういった部分では次の委員会からはですね、是非、所管事務にはならんかもしれませんが、まんのう町の重大な部分として取上げて行きたいと、そういう覚悟をしておりますので三好議員さんについてはご了解を願いたいと思います。以上であります。
	大岡議長 合田議員	3番 合田 正夫君 俺、地元の議員で地権者の方に聞いたら、もう契約が出来たというので私は委員会には出しませんでした。これも今更いうたって遅いというか、何で今までに、もうちょっと出来なんだかというのが問題点であって、行く行くはこの道はどうでもせないかんと思うんで、私も努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
	大岡議長	合田 正夫君は建経の委員でございますので答弁を割愛させていただきたいと思います。 13番 三好 勝利君。

	三好議員	委員長からやっぱり積極的な意見をいただきまして、本当に安心はしたところですけど。やはり何回もいうけど合併して4年なるんですよ4年。ええ、それは大けな500m道路、あるいははずらすとか、300mずらすとか、そういう問題だったら問題でしょう。わずか2件だけです立ち退きは、今、地元の議員が言いましたけど、長い流れはやっぱり知らないと思います。あの駐車場の真ん中をぶち抜くと、はじめから言うのとったと言うけど、そななことは例えば聞いてください。玄関の前、道路拡張する。玄関のど真ん中ぶち抜いてくれたら誰しもやっぱ反対するんですよ。そんなの、こんな常識問題ですよ。やはり今ある道路を活用してやれば何とか、その中間の区域だけを安全に渡れるようにしてくれと。今50mかいくらか待避場つくったでしょうが、あれだけでも、ものすごい喜んでおられるんですよ。本当に日に何台ぐらいとおる。私、今日、朝から2回とおっとるんですよ。今日、帰りいれて1日だいたい5回平均通る。通るたびに、顔知つとる人が、まだでけんのかと。私ほおかぶりして通らないかん。はっきりいうて、本当にこれ冗談じゃないですよ。町としてやるんだったらね。やはり県がどう言おうか、国がどう言おうか、やはり1番町の住民に対する要望やるのが我々地元の議会なんですよ。はっきりいうて。それがいかんのやったら、もう、また次の機会に担当者なりにまた変わったから、おそらくできると私は期待しとんですけど。それをね何回も言うけど高速道路をつけてくれ。今の道路を3倍にしてくれ。今の道路を500m右ずってくれという問題と違うんです。あるものをやくちょっと安全に確保するだけが、なぜ出来んのですか。本当に情けないはっきり言うて。どれほどやっぱり町民の方が危険を介してあそこをとおっているかということ。そら、ある人に言わしゃ狭い道通らしたら運転が上手になるじゃないかということもあります。最近見てください。ほとんどシルバーマークです。現に私が知つとる方も95歳でトラックを運転しとんです。歩くんは十分でないけどトラック乗ったらしゃんとするんじやと。95歳で本当に立派な方もおられます。これは委員長に対する本当に苦言を呈して失礼やと思いますけど。そういう関係でやっぱり執行部もやはり、そのへんは十分正念に入れてやってもらわなんたら、恥ずかしいて地元へ帰れんがな我々本当に。いかんのやったら町長、建設課長の答弁してもろてもかまんです。委員長そういうことですから、委員長ばかり攻めるわけじゃないけど今後とも委員長がそういうところで積極的にやっていくと。あれ出来んのじやとできるんじやと。こなのは法律違反でないんです。やろうと思えば出来るし、やらんと思えば出来ん。やるかやらんかの違いだけなんですよ。県が何言うたってやっぱり地元の要望があつたら、やっぱりやらないかん。はっきりいうて私はそういうことを委員長、十分提案おきますから今後、委員会で早急に検討お願いします。
	大岡議長 藤田委員長	12番 藤田 昌夫君 委員長ですが、当然ですねルールに基づいてやろうと思いますので、やはり町で出来る範囲、そしてまた県のすること、町長の

日程第 8	藤田委員長	出来ること、色々あるだろうと思いますけど建経の委員会としては当然その範囲の中ですね、委員全員でほとんどの人が関わりますので、三好議員に言われなくとも、十分やるつもりであるということだけ報告して終わりたいと思います。以上です
	大岡議長	7 番 白川 年男君
	白川年議員	先ほど猪の件が出てました。今年猪の網の配布は中止そのように聞いておりますけど、それに対して、そのへんの対応というかその代替とか、そのへんのことは委員会で話が出たかどうか。出てないんであれば我々も執行部の方なり打診はする予定にしておりますけど、そのへんちょっとお願いします。
	大岡議長	1 2 番 藤田 昌夫君
	藤田委員長	猪の箱なわについては昨年度 2 7 基、今年 2 0 基購入予定であります。ということであります。箱なわについてはですね要望があれば、そこへ猟友会の人を持っていくということでありまして、配布とは違います。
	白川議員	いや、あの、網。
	大岡議長	白川 年男君質疑がある場合は手を上げて。
	藤田委員長	網のことはいっさい載ってません。それはですね、住民の要求の中ですることでありまして、予算の中の所管事務調査でありますので、予算に基づく部分のですね、報告でありました。それについては当然、今回の網については予算要望についてですね、要望があれば当然やられることありますので、所管事務の中では報告が無かったということあります。以上です。
	大岡議長	これをもって質疑を終了致します。
		日程第 8 満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告の件を議題と致します。
		満濃中学校改築調査特別委員会の委員長の報告を求めます。
		満濃中学校改築調査特別委員会委員長 本屋敷 崇君
	本屋敷満中 特別委員長	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を行います。
		去る 5 月 1 7 日 午後 1 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員 6 名、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、建設土地改良課長、学校教育課長、満中改築対策室職員の出席により満濃中学校改築調査特別委員会を開催いたしました。
		栗田町長あいさつのあと、議題にはいり、満濃中学校改築対策室として、満濃中学校改築 P F I 事業についての今までの経過、現在の状況、今後の予定について説明があり、まず、民間活力（P F I 手法等）導入可能性調査については、株式会社 日本経済研究所に委託し、平成 2 1 年 8 月から 1 1 月にかけて、満濃中学校改築にあたり、この事業を P F I 手法を取り入れて実施した場

本屋敷満中 特別委員長	合に、従来型と比較してどのくらいの費用が削減できるかを試算したとの説明がありました。経費比較の前提としての建築施設は校舎棟、延床面積8,770㎡、体育館、延床面積4,420㎡、町民図書館延床面積1,000㎡、グラウンド、駐輪場(500台、)駐車場(175台以上)とし、撤去建築物は校舎関係、体育館、プール、武道館及びテニスコートとのことでした。 調査結果としては、建設にかかる費用が、従来型で約56億2千3百万円、民間活力を導入すると約47億5千7百万円で約8億8千6百万円の削減になります。維持管理費は、事業期間を15年間とすると従来型で約20億円、単年度に換算すると1億3千3百万円程度であり、民間活力を導入すると19億4千万円、単年度で1億2千9百万円となり、年間で4百万円程度の削減になります。 15年を事業期間とした場合の総事業費は、従来型で約76億2千5百万円、民間活力を導入すると、約67億円となり、約9億2千7百万円の削減になることから、本事業ではPFIを導入することになったとのことでした。 次に満濃中学校改築・町立図書館整備検討委員会については、委員数は25名であり、委員長として 香川大学教育学部 山神 眞一 教授、副委員長として、図書館の専門家である 四国学院大学総合教育研究センターの田中 紘一 教授を選出しました。 開催状況は2月22日に第1回目を開催し、第2回目が3月25日、4月16日に洲本市立五色図書館と洲本市文化体育館を視察し、第5回目を6月4日に開催する予定とのことです。 また、まんのう町立満濃中学校改築PFI事業アドバイザリー業務を株式会社 日本経済研究所と3月1日に契約をし、契約金額は総額2,299万5千円で、これが21年度から23年度までの3年間の年度ごとの契約となります。 業務内容としては、PFI法に基づいた実施方針の公表、特定事業の選定、募集要領、要求水準書の公表、事業者の選定、契約締結などの支援があるとのことでした。 実施方針については、4月8日にまんのう町立満濃中学校改築・町立図書館等複合施設整備事業実施方針として公表したと説明がありました。 委員より、グラウンドのナイター設備の設置について質疑があり、執行部より、野球部から要望があるけれど、現在あるテニス部のナイター設備も、周辺の問題等あり、稼動していない、今後、検討するとのことでした。 また、委員より、公募委員の選出基準について質疑があり、執行部より、広報誌とホームページで募集し、「満濃中学校のあり方」と「図書館のあり方」について作文を募集し、学識経験者の委員6名により点数制で、10名程度の応募中から3名を選出した。職員の委員については、職員全員に検討委員会委員募集について回覧し参加希望があった8名を選任したとのことでした。
------------------------	---

	本屋敷満中 特別委員長	また、委員より PFI 手法を導入による、地元への経済の波及効果について質疑があり、執行部より、要求水準書の中で協力企業は極力、地元業者を使うことというのがあり、それにより地元の活性化を図りたいと考えているとのことでした。 また、委員より、図書館の木造建築について質疑があり、執行部より、確認申請の問題があつて、木造で造るのなら別棟になり、そうすると経費がかかる。耐震の関係もあるので、構造上すべて木造というのは難しい。しかし内装だけでも活用すると温もりが出るので検討委員会のなかで検討したいとのことでした。 今後も委員会として、満濃中学校改築について調査研究していくこととし、午後 2 時 5 5 分委員会を閉会しました。 以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。 2 番 田岡 秀俊君 満中改築委員会の委員長さんにお尋ね致します。 いまの報告の中で P F I で改築されることでお伺いしましたが、改築費用 5 6 億従来型ですね。それから P F I でやった場合に 4 7 億。それから管理ですけど、これは 1 5 年から 2 0 年スパンということで、それ以降こういう建物の場合、2 0 年 3 0 年それ以降の方が色々と維持管理費用が発生するというふうに思われます。こういう建物 5 0 年、1 0 0 年と先持たさないかんというふうに考えておりますので、この 2 0 年以降 S P C ですか、それは撤退された以降の維持管理というのはどういうふうに考えておられるというか意見として、委員会の方で話合われているかということをお伺いしたいと思います。 5 番 本屋敷 崇君 まず、P F I 手法の中にですね。建築した後に譲渡権を町に移し、それから、その S P C ですね S P C が管理するという方式と、建築後、施設自体も、その S P C ですね。特別目的会社が所有し管理していくという 2 つの手法があるんですけども、現在の、まんのう町においては、そのどちらを選択するかということで検討はしております。当然、あの建築したところがですね。所有して管理していくということの方がですね。税制上であつたり、いろんな面から見ても、自分の建物を管理するわけですから、適切な管理が行われるということで、今後の P F I という事業では、そちらが主となっていくだろうということですが、今現在は前者ですね。今まで従来方式に似た、建築して建物自体は町に返して、その後に所有者、管理者として管理に入るという形を全国でしゅんと、とっておりますし、後税制的な問題で、そっちの方が優遇されているというような話があります。しかしながらですね。当然
	大岡議長	
	田岡議員	
	大岡議長 本屋敷満中 特別委員長	

	本屋敷満中 特別委員長 大岡議長 田岡議員 大岡議長 本屋敷満中 特別委員長 大岡議長 高木議員	今までの従来方式であるというのは、建てたハイ終わり、その後の建築はすべて入札であったりですね、そういった業者がですね、建てたところとは関係ないところが、維持管理していくから、維持管理が難しいということも、ありまして、このP F Tという手法はつくったところが15年間管理をしなければいけない。15年の間には当然15年にするか20年にするかは問題がありますけど、これ金利の問題等がありまして、どっちにするかという話はしております。またですね、20年目に大規模改修が入るのか、15年目に大規模改修が入るのか、そういったことも、考えた上で建設しなければいけないと、いうことで検討委員会等々では話されておるようです。ですからですね、従来方式の場合は当然つくった会社と維持管理する会社が違いますから、維持管理する会社が管理し辛い建設をすると、というような部分もあってですね、民間活力のP F I という方式は造った会社がどれほど効率よく管理いくかを基にして建設すると、そこも全部入りますので、それゆえにメリットが高いというのが、P F I が全国で検討されている理由の1つです。よろしいですか。 2 番 田岡 秀俊君 15年20年いうとこまでは伺っております。それ以降の維持管理。 5 番 本屋敷 崇君 こちらの説明があれでしたけども、15年以降は当然今までのやり方と一緒にです。今現在は建てた後町が維持管理していくと、それが10年後に町が維持管理していくとだけというだけの話です。この15年間の間、民間業者に維持管理させることによって、この構造物の延命期間を延ばすというのが、そもそもの目的ですから、そこは15年管理させることのメリットの方が高いということがP F I 事業の主たるものです。 16 番 高木 堅君 あの本屋敷委員長の報告によれば、いかにも経費の軽減が図れるような報告等があったわけですが、大変あの疑問な、今のこの国内、また県内の状況では大変疑問な点が多々あるのではなかろうかと。その試算のやっぱり経緯等十二分に詰めてもらわなくてはいいのではないかなという疑問点が残ります。なお、本屋敷議員が委員長の方から報告がありましたが。管理面でですけどね、建ったところが管理する方がやり良いと。これまんのう町ですね、合併して、おそらくここ数年無いと言ってもいいような、まんのう町にとっては大変な町の世紀の事業ではなかろうかと思いますが、このような事業について、当然もっと詰めた煮詰めた意見等が欲しいし、この建設事業自体が所轄で言えば、当然設計に基づいてやる事業であって、それが他の違った業者が管理していくというのは難しいというよな、受け止め方をしたんですが、当然これ確認申請等、また耐震工事等の十二分な構造計算等を行い
--	---	---

高木議員	それに基づいて検査するのであって、当然どこの建設会社がこの維持管理をしていこうが、全然一向に関係ないように、私自身は認識しておりますがその点委員長どうですか。
大岡議長 本屋敷満中 特別委員長	5 番 本屋敷 崇君 まず最初の導入可能性調査におきましては前年度ですね。新人の議員さんの場合にはその中には居りませんでしたけども、高木議員の場合には導入可能性調査の経緯等々も、すべて説明されておりますし、今回この委員会の中で導入可能性調査が出てきた話が出てきたのは、前回までの議会の中で導入可能性調査をした後に、P F I 事業で進んで行きますということを議会の中で了承しておりますと、ということですと、その導入可能性調査というものはこういうものだったという説明でしかありません。その導入可能性調査における精査というのは、この委員会においてはもうすでに終わっておりますし、P F I においては要求水準書等々の次の段階に移っておりますので、ここでの精査というのは難しいと考えます。またですね、先ほどの管理面の話ではございますがP F I 事業がイギリスとまたこの日本において導入された結果、当然あの建築確認と等々はすべての建物において行われますが、自分の会社が今後、管理していく上を考えた上での管理、建設兼管理に基づいた建設ということの方がですね。各民間事業者が自分とこの新しい技術であったり、経験を基に管理していくための建設を行うというのが、イギリスであったりですね。今まで現段階で行われているP F I 事業においても報告されておりますので、そこは優位性が高いものであるというものは報告の中で聞いております。以上です。
大岡議長 高木議員	1 6 番 高木 堅君 本屋敷委員長、報告の中では聞いておるといのは、それはそれなりの、あんたの報告でよかろうと思いますが、やはり町にとっては本当に大事業でございますので、もっとですね十二分に詰めるとこは詰めていただいて、審議はもうそれこそ連日連夜していただいてもいいんじゃないかというような我々そういった、委員ではございませんが、そういった認識を持っておりますので十二分に細部にあったての審議等、今後お願いして委員長の方へお願いして終わります。
大岡議長 本屋敷満中 特別委員長	5 番 本屋敷 崇君 当然ですね。今町執行部のほうで検討委員会さきほど説明しました検討委員会のいうものがもたれとります。その検討委員会で出された結果が要求水準書として民間業者S P Cをつくるであろう、特目会社をつくるであろう会社に提示されます。その提示する時にですね、現在提示されている要求水準書等を見てですね、うちの方の委員会でも当然、今の要求水準書でええのかどうかと、いうことを話していなければいけません、まず検討委員さんの方のお話が上がってからでないと、うちの方ではどうしても精

日程第 9	本屋敷満中 特別委員長	査できない部分になります。どちらかといいますと教育民生常任委員会の委員長であられる高木さんの方がですね、検討委員会に入っておられますから、教育民生常任委員会として今後の学校対策についてどのようにしていられるのかという部分においては検討委員会の中で話していただきたいと、それを上がってきた要求水準書においてですね。建築における、また維持管理における部分においてはうちの委員会で話していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
	大岡議長	これをもって質疑を終了致します。 議場の時計で 1 1 時 1 5 分まで休憩をいたします。 (休憩 午前 1 0 時 5 5 分)
		それでは休憩を戻しまして会議を再開いたします。 (再開 午後 1 1 時 1 5 分) 日程第 9 議案第 1 号 まんのう町 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についての件を、議題と致します。 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田 隆義 君 ただ今上程されました議案第 1 号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についての提案についてご説明申し上げます。 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、短時間勤務制度の義務化、時間外勤務労働の免除制度の義務化及び父母ともに育児休業を取得可能となる制度が平成 2 2 年 6 月 3 0 日から施行されること等を考慮し、育児休業等を行うことができない職員の範囲の見直し等を行う目的で条例の改正を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議いただきご決定賜りますようお願い致します。
	栗田総務 課長	それでは内容の説明を申し上げます。まず第 1 条でまんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行っております。内容につきましては第 2 条で育児休業することのできない職員の範囲の見直しを行っております。 第 5 号で配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業をすることができること、第 6 号で全号の職員のほか、配偶者が子を養育することができる場合における職員についても、育児休業等を行うことができることといたしております。 第 2 条の 2 で最初の育児休業が既にした育児休業から除かれる期間を、子の出生から起算して 8 週間を経過する日の翌日までとすることといたしております。

	栗田総務課長 大岡議長	第3条第4号で再度の育児休業等を行うことができる特別の事情として、職員の配偶者の要件を削除して3ヵ月以上経過のみの要件とすることといたしております。 第5条第1号で育児休業の承認の取消事由から職員以外の親が養育することができることを除いております。 また第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条で育児短時間勤務職員に関する規定を制定いたしております。 次に第2条でまんのう町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行っております。内容につきましては第2条第2項、同条第3項、同条第4項、第3条第1項、同条第2項、第4条第2項、第7条第1項、同条第2項、第11条第1項第1号で育児短時間勤務職員に関する規定を制定いたしております。 第7条の2で育児を行う職員の早出遅出勤務について、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず取得できるものとし、また小学校就学している子のある職員についても一定の要件に該当する場合に取得できるものといたしております。 第7条の3第1項で3歳に満たない子を養育する職員が請求した場合には時間外勤務をさせてはならないものとするとしております。 次に第3条でまんのう町職員の給与に関する条例の一部の改正を行っております。内容につきましては第5条第3項、同条第4項、同条第6項、同条第11項、第5条の2第1項、同条第2項、第13条第1項、第19条第2項、第20条第4項、同条第5項、同条第6項、第21条第3項で育児短時間勤務職員に関する規定を制定しております。第11条第2項第1号で通勤手当について、公共交通機関のみの利用と公共交通機関と自動車等の併用の場合の月額上限を同額にいたしております。 また第4条でまんのう町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正。 第5条でまんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。 第6条でまんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正。 第7でまんのう町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を行っておりますがこれにつきましては準則に基づく字句の訂正及び規定順の変更など所要の改訂を行っております。よろしく申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑に、はいります。質疑はありませか。 5番 本屋敷 崇君
--	---------------------------	--

本屋敷議員	この条例を改正することによってですね、該当する職員数であったりですね、またですね今までの育児休業に関する条例の取得状況ですね、それとですね通勤手当等々が変わっておりますがこの条例等が変わることによって変わる予算措置の説明をお願いしたいと思います。
大岡議長 栗田総務課長	総務課長 栗田 昭彦君 本屋敷議員さんの質問にお答えします。 この対象者となる子は3歳未満でございますので全職員合わせても、10名ないし20名でないかというふうに思っております。実際、取った実績ですが殆どございません。これについてはですね、今後インフォメーション、あるいはですね、職員組合等にですね、さらに周知をいたしまして取りやすいような環境づくりに努めて参りたいと思います。それから旅費の金額をの上限を上げたということでございますが、これまんのう町職員、該当ございませんので、一応準則に合わせて、この数字を決めたということで予算には影響ないというふうに考えております。以上でございます。
大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷 崇君 今ままでですね、現在までの育児休業等に関する条例の取得者が今までにいないということ。今現在ですかね。今ままでですかね。いないということはですね、これを改正することによって、職員は育児休業を取りやすくなると考えられるのかどうかという部分でですね、もし考えられるのであればですね、こういった部分においてそうなるのかということの説明をしていただければ、ありがたいなと思います。
大岡議長 栗田総務課長	総務課長 栗田 昭彦君 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。 この改正の目的はですね、少子化対策の観点から喫緊の課題となっております、仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女共に子育て等をしながら、働き続けることができる雇用環境を整備することが目的というふうに聞いております。まず1番目にですね、子育て期間中の働き方の見直しをいたしております。3歳までの子を養育する労働者にとって、短時間勤務制度を設けることを義務化いたしております。また労働者から請求があった時の時間外勤務を免除するというのも制度化いたしております。それから続きまして父親も子育てが出来る働き方の実現を目的といたしております。父母が共に育児休業を取得する場合、1歳2ヵ月まで現行は1歳でございますが、1歳2ヵ月の間にですね、1年間育児休業を習得可能とするということも、今回の改正で謳われております。他ですね介護の部分についても見直しが行われておりますが、介護の部分につきましてはですね、この条例がご

栗田課長 大岡議長 藤田議員	審議いただいたあとですね規則、まんのう町の規則等で整備していくというふうに考えております。以上でございます。 12番 藤田 昌大君 上位法に伴うですね改正だろうと思いますので、是非、職員に適応される範囲を是非、周知をきっちとしていただきたいと思います。と言いますのは今、総務課長が答弁しましたようにですね、やはり条件整備については既存のですね、代表と話すると、これ原則だろうと思いますので、一番危惧されるのがですね、取った後の職場復帰した時のですね。条件をですね。是非、確約して欲しいと思うんですね。例えば今の職場から育児休業取りましたと、その後復帰した時にですね。変えられた過去の経緯があるんですね。職場を変更された人がおると思うんですね。そういった部分については1年間ぐらいはですね、最低本人の申し出がないかぎり職種をですね保障しますよと、そういう部分ぐらいはきちっとしておかんと、取った後は嫌がらせされるきん取れんというのは日本の文化であります。だから日本の文化の中では男性が育児休業を取るんや、おかしくないかいうて、まだまだ偏見が充分ありますので、せつかく上位法が改正されて、この地方公務員中に適用されるんですがありますから取りやすい条件をですね、是非つくっていくこと。それとそのことを充分周知していつて取りやすい状況をつくること。これが一番大事だろうと思ってます。そしてまた超過勤務を命令されないことになってますけれども、本人がですね申し出る可能性も多々あるんですよ。日本の労働者の場合は。そういったこともですね充分法に基づくですね、運用されるように総務課長の方からですね、充分職員周知なり管理職の方もですね充分知っていただいて運用していただかんと、ただあるだけの分だけになってはいけませんので、そのへんの施行についてのですね、決意をちょっと述べていただきたいと思いますので。ハイ、どうぞ。
大岡議長 栗田総務課長	総務課長 栗田 昭彦君 藤田議員さんのご質問にお答えします。当然町といたしましてはこの部分に関する規定の改正を行った上で、またさらに規則の整備等を行います。その規定に遵守したやり方を実施して参りたいという風に思っております。それで周知につきましても、先ほど申し上げました様に職員組合あるいはインフォメーション等で充分周知をして参りたいと思います。それから人事面につきましては藤田議員さんのご意見を参考にして、慎重に対処して参りたいと思いますのでよろしくお願いします。
大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷 崇君。 確かですね上位法においてはですね、育児休暇及び介護に関する条例ということで、確か同列であった部分やと思うんです。それで今回ですね、この給与の部分において第15条においては、または介護休暇というような部分が入っているにも関わらずですね、先ほど課長がおしゃられた様にですね、介護の方は条例でなくて規則の方で施行するというのがですね、それは何でかなという部

本屋敷議員	分がありまして本来ならばですね上位法の改正の伴いまして、これから、これが社会で当然介護の確立も増えてくることでしょうか、この条例の中に謳い込むというのがですね、適切であろうとは思いますが、それをしなかった理由を教えてくださいなと思います。
大岡議長 栗田総務課長	総務課長 栗田 昭彦君 本屋敷議員さんの再々質問にお答え申し上げます。 ご指摘の部分につきましては、その介護についての字句をですね、育児について読み返る部分がございます、その介護に関する休養についてもですね、この条例のすべてではございませんが、この中で対応する、できるというふうにはなっておるというふうには理解しております。それとさらにより細かな部分についてはですね、先ほど申し上げましたように規則で定めたいというふうに考えております。
大岡議長 三好議員	13番 三好 勝利君 総務課長が作ったんだとお尋ねします。物事はやはり小説は奇なりと申しますけど、小説も作ったもんはよくわかるんです。書いたものは自分で書いとんだから。これもつくった人は理解できるけど、私これだけの膨大な3回4回ぐらい充分理解できません。ただ、表に書いてある、まんのう町職員の育児休暇に関する条例の一部改正で、内容が悪いといっていないですよ。勘違いせんように、もう少し簡単明瞭に精査できないものかと。これ作るのには相当な時間が掛かり、打ち込むのは相当な時間があると思います。そもそも優秀な方がやっとならから、わずか1時間や2時間で出来んと思います。まあ1日や2日掛かるとは思いますけど、そもそも非常に苦労があったことは充分承知します。ただ、もう少し簡単明瞭にできないものか、これ何ページあると思いますか一部改正だけについて、すべて載したりしますが、今後はやはり複雑な事務量が出てくるわけですが、育児休暇に関する緩和策は確かに我々以前から要望してますからいいんですよ。いいけどもうちょっと解りやすいようにしてもらえんすかね。そういうとこです。出来ないものならできる。今後やりますとそれだけで結構です。これに対して条例がわるいとは言っていないです。内容の問題でもう少し整理してもらわんと、我々はやっぱり能力はちょっとついていけない点もありますので、そこんところちょっと作った者に。
大岡議長 栗田総務課長	総務課長 栗田 昭彦君 三好議員さんのご質問にお答えします。まさに私も同感でございますが、この条例につきましては準則というのがございます。この準則というのはですね、自治体に共通に定める一定のその指針といいますか様式を定めておりまして、今回の条例改正につきましても、この準則に従いまして条例を改正をさせていただいたということで、ございますので中々ですね。その町独自で、このよ

	栗田総務課長 大岡議長 三好議員	うな条例を作成するというところは難しいところがございますので、そのあたりはご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。 13番 三好 勝利君 私の質問に総務課長ちょっと勘違いしておるみたい。この改正が駄目だといふとん違うんですよ。もっと簡単にできない、誰にでもぱっと見て、ああよかったなと、それは全部国の法律から県の法律に照らし合わせて、そうでしょう。さっきの道路問題と同じで、わずかこれをやるかやらんかの問題であってね。流れとして、やはりこれはええですよ。私、悪いとは言わないです。これどんどんやってもらわないかんです。支援策として今、国もそんな方針ですから手当てまで付けとれの方針。ただもう少し簡潔明瞭に、これ全部を載せないといふやはり、この町の単なる育児休業の許認可はおりんのかといふ、それをやっとなるわけですから、そこんそこちょっと説明願います。 大岡議長 栗田総務課長 総務課長 栗田 昭彦君 三好議員さんのご質問にお答えします。 私の説明不足かもしれませんが、今回大きな部分につきましては先ほど申し上げました部分が大きなものでございます。他の部分につきましてはですね、本当に簡単な言葉の違いとかですね、例えば条例が新しく申請されました関係でですね。今まであった条例の何条という数字が下がったものとかですね。そういう部分があるわけです。ひとつの部分を変えますとですね。ご承知だと思いますけど数箇所の部分および場合がございまして。まさに今回につきましてもですね。何箇所か変えたことにより何十箇所訂正しなければいけないというふうなところがあります。これにつきましてはですね。やはり関連した字句あるいは数字等のですね、改正する必要があるというふうになりますので、そのへん非常に複雑でややこしい表現になっておりますが、これも致し方がないかなというふうに考えております。 大岡議長 谷森議員 17番 谷森 哲雄君 町長に見解についてお尋ねしたいんですが、いわゆるこの育児休暇に対する条例改正。これはもう本当に自治体労働者、働く者の暮らしというですか生活を守るといふことで、いい面で評価したいと思い、それで公務員がこういうように良くなって、それからまた民間へも波及していくと。そういうことで前進面で評価するんですが、私ここで一ついつも思うわけでありまして、従前も例えば国保とか、あるいは介護保険とか、それから後期高齢者医療制度、これについても国がこういうに法律を決めたから、まんのう町としてもこれを出しますといふことで今まで出してきたわけです。これは特に国保とか介護保健とか後期高齢者医療保健。こ
--	---------------------------------	---

谷森議員	これは毎日一生懸命働いておる私達の暮らしにかなり負担が強いられてくるような法律の改正です。だからやな、私が思うのは、ということで私今までことごとく、こういう議案には対しては反対してきたんですが、こういった時に町長は言葉を悪く言えば平然というんですか、やはりこう提案されるということで本当に住民の暮らしを考えるのであれば、こういう提案される時でもやな住民の暮らしに対して非常に負担を強いられると、だからできるだけな、こういうことについてはあんまりな好ましいとはないけど、国の法律やから止むを得んがというようなお考えですか。お気持ちがあるのか。それとも、ただもう国の法律で定まったことやから出しますよと、故意にな町長がこういういわゆるまんのう町というのは本当に町民ひとりひとりの暮らしを守る一番の大事な町自治体であると思います。そういう中で町長がそういうことについての見解ですか、どのようなお考え持っとんか、この席でお尋ねしたいと思います。
大岡議長 栗田町長	町長 栗田 隆義君 谷森議員さんの質問にお答えいたします。 今回上位法で国の方で法律が改正されたということで町の条例も改正させていただきました。いろいろ国の方が決めて来ること、また我々地方が抱えておる問題まったく同じというわけでもありませんし、それはそれぞれの立場において国と地方のねじれと考え方の違いというものもあろうかとは思いますが、一度決まった法律でございますので、町としてはそれに従って行くしかないかなと、このように思っておりますのでよろしくお願いいたします。
大岡議長 藤田議員	12番 藤田 昌大君 パフォーマンスみたいで言いたくなかったんですが、今の町長の答弁ちょっと気になったんです。国が決めたきん従って行くしかないという答弁は、これはですねそういった部分と違うんですね。当然労働者の労働条件を緩和して行こうと、そして働きやすい部分、例えば育児、介護をですね、今の世の中についてして行こうという部分の改正なんですね。ですから当然労働者としては当り前の権利がやっと認められてですね。いた仕方なくというあれではないんですよ。条例部分の介護保険とかそんなんはですね、いた仕方なくは結構なんですよ。これは当然進んでやるべきことを町自治体がやる分で、あんまりパフォーマンスになるんで言いたくないんですが、そういうとらえ方を是非して欲しいと思うんですね。労働者の労働条件の日本の場合はそういった権利が非常に遅れてます。例えばILOから指摘されるのが多いですよ。そういった部分についてこれは拡大して、きちっとやりますよということを法律で決めてやっと試行されたんですよ。この条例についてはそんな考え方、もう一つは介護保険法とかそんなんについては仕方なくやるんですよ。国が決めたんですから。ほんだけどできるならば変えてもいいんですけども、それや

藤田議員	ったら予算がもたないからやれんのでしょ。そういった姿勢で是非取組んで下さい。ちょっと今の答弁この条例に関してはですね。是非今の答弁はちょっとやばいんでないかと思いますんで言うときます。
大岡議長 栗田町長	町長 栗田 隆義君 藤田昌大議員さんの質問にお答えしますが、私が仕方なくと言ったのはこの条例を指したのではなく、すべての相対的なものの考え方でございましたのでよろしくお願いします。
大岡議長 川原議員	15番 川原 茂行君 先ほどらい言われておりますように上位法で職員のこういう形を変えていかないかん。だた子供に関して休んだのをまた仕事をしやすくしようという上位法ですからそれはそれなりの感覚で持っておるんですが、こうなって来ますとまんのう町の職員も限られて参ります。育児休業ですから限られて参ります。その私他で聞こうかな思ってたんですが、まんのう町外で住居を構えておる職員。またその構えておる職員の子供がまんのう町へ来とんのか。まんのう町以外でおるのか。そこらわかっておれば、ちょっとお聞きいたしたい。この条例とは関係ございませんがちょっと参考にお聞きいたします。
大岡議長 栗田総務課長	総務課長 栗田 昭彦君 川原議員さんのご質問にお答えします。 町外に住所を有している職員について、自らの子供の養育形態がどういう形態をしているかということについては現在ところ調査はいたしておりません。
大岡議長 川原議員	15番 川原 茂行君 これ私、総務課長にね、本来これを提出するんであれば当然関連してくる問題ですから、その程度は把握されて上で出して来ておると、そういう私は認識でおったんですが、そういうことについてはまったくわからないではちょっと具合悪いんですよ。あまりにも事業内容に議会に対して提出するのに、疎かになっておるのではないかと私はそう判断しますがこの点如何ですか。
大岡議長 栗田総務課長	総務課長 栗田 昭彦君 川原議員さんのご質問にお答えします。本題のこの規定の一部改正の趣旨はですね。現在の労働の条件をですね。より改正をしてですね。男女とも働きやすいような内容にしていくというのがこの改正の趣旨でございまして、その労働者がですね。どういう形の養育の形態というのは特に問題ではなくですね。その養育している父母がこういう法律の趣旨に法って申請があればですね。そのようにしていくというのが本来の趣旨だというふうに考えております。

大岡議長 川原議員		15番 川原 茂行君 あの今総務課長が言われておるのは我々は充分把握した上でお聞きしとんですね。当然その程度の話は我々理解しとんです。ですからお互いに、まんのう町民がどうやって良くなろうかと、これからの次世代がどうやって良くなって行くんだということの根拠に基づいて、私はお聞きしとんですから、そういう数字をなぜ把握しとらなんだかとお聞きしとんです。
大岡議長 栗田総務課長		総務課長 栗田 昭彦君 川原議員さんの再々質問にお答えします。先ほども申し上げましたように、この条例改正の目的というのはですね。その私が先ほど申し上げました部分についてですね、その改正が目的があるというふうに考えております。ですからですね、私どもの職員がその子供を町外で養育しようと、町内で養育しようと、その際というのはこの条例の改正の中では区別するものでございませんで、この部分についての条例の改正の目的というのをご理解いただいたらというふうに思っております。なお議員ご指摘のそのような現状につきましてはまた今後調査して参りたいというふうに考えております。
大岡議長		川原議員発言は挙手をしてますけど、もう3回されとんで。
川西議員		1番 川西 米希子君 私も働く女性一人として先ほど町長さんが言われた言葉がちょっと引がかかったんですけども、後で訂正されたんで少しは安心しましたが、もしかしたら町の職員の皆様、育児中の皆様、こういうふうに条例が改正されたとしても、本当はあの実は休むということが非常に難しいのではないかと。やっぱりトップの考え方というのは、やっぱり下の方にまでずっと浸透するものだとも私も仕事で職場でいてそう思いましたので、一つお聞きしたいんですけども、こういうふうに条例が改正されたことについては職員の皆様にはどのように周知徹底されるのでしょうか。休んでもこういうふうに条例が改正されたので、本当に必要な時には休んでも構いませんよというような、そういうふうな通達は下まできちんとどのように伝わっていくのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。
大岡議長 栗田総務課長		総務課長 栗田 昭彦君 川西議員さんのご質問にお答えします。先ほども同じ様なお質問がございました。この条例の改正の内容につきましてはですね。まんのう町には職員組合がございます。まず職員組合という組織の中でですね、この改正の内容についてはまず周知をしたいというふうに考えております。またですね庁内にはインフォメーションそれは全職員ほぼ全職員でございますけども、そういうインフォメーションにて周知をするような機能も備えております。この中においてもですね今回の条例の改正についての周知をして参って

	栗田課長 大岡議長 川西議員 大岡議長 栗田総務課長 大岡議長	ですね、この改正によってですね、利用しやすいような職場環境を作って参りたいと考えております。 1 番 川西 米希子君 もし職場で休みたいというお声があった場合には、すぐOKですか、それとも職場の中の勤務状況なんかも考慮した上ですか。 総務課長 栗田 昭彦君 川西議員さんのご質問にお答えします。これは規定でございますので、当然その定められました規定によりまして町の方としては事務処理をするべきと考えておりますので、この規定に違反するようなことは当然すべきでないというふうに考えております。 これをもって、質疑を終了いたします。お諮りします。 ただ今議題になっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますがこれに、異議ありませんか。 (意義あり) 異議がございましたのでこれより、委員会付託省略の件を起立により採決いたします。 議案第1号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の諸君の、起立を求めます。 起立多数であります。 よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに、決定致しました。 これより、討論に、はいります。討論は、ありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第1号まんのう町 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についての件を、採決 いたします。 本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり、可決 されました。 議場の時計で13時まで休憩と致します。 休憩 11時50分 それでは休憩を戻しまして会議を再開致します。 再開 13時00分
--	--	---

	三好税務課長	す。 次に扶養控除の見直しということでございまして、子供手当の創設とあいまって、年少扶養家族0歳から15歳までの中学生までに対する扶養控除これは住民税で33万円ということでございますが子供手当の支給の関係で年少扶養控除が廃止されます、また高校の授業料無償化に伴いまして16歳から18歳までの特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分これは住民税部分では12万円ということでございます。これも廃止されます。これにつきましても平成24年度分の住民税から適用をされるということになります。これに伴いまして住民税におきましても給与所得者、年金所得者は支払者に対しまして扶養親族の氏名、人数等の情報把握のために申告をしなければならないという規定の準備をするための改正であります。 その他と致しまして個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年度から実施される上場株式等に係る税率の20%本則化にあわせまして、一定の要件を満たせば非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されたという改正であります。 又、その他につきましては地方税法において所要の改正をおこなったということでありまして、その引用条文の改正が主であります。 以上が今回提出させて頂いた税条例の一部改正についての提案理由の説明ということでございます。よろしくお願い致します。 大岡議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑に、はいります。質疑は、ありませんか。 17番 谷森哲雄君 谷森議員 一点だけお尋ね致しますが扶養控除のいわゆる扶養親族ですか、これは基本的には自主申告になっておるわけですか、それとも例えば所定の色んな規定があつて該当者にはそれなりの文書ですか、そういうなんが発送されるのか、あるいは本人の自主申告になっているのかこの点お尋ね致します。 大岡議長 税務課長 三好 定君 三好税務課長 谷森 議員の質問にお答えします。 これはあくまでも申告しなければ情報把握は出来ないということでございますので、自動的になるというようなものではございません。よろしくお願いします。 大岡議長 12番 藤田 昌大君
--	---------------	---

藤田議員	即決だろうと思いますので細かい部分ですけども失礼します。扶養手当の部分に関連してですね、0歳から15歳まではわかるんですが15歳から18歳の部分のですね高校進学しない、できないという部分の扱いは具体的にはどうなるんですか。
大岡議長 三好税務 課長	税務課長 三好 定君 藤田議員の質問にお答えします。 高校生につきましては授業料が無償ということで高校へいっている方、いっていない方等もありますのであくまでも申告という形で適応するという事になるかと思えます。
大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷 崇君 一点目は谷森議員さんとの質問とも関るんですけども、この申告書は今後ですね、こういったもので、こういった流れにおいて事務処理していくのが一点。もう一点目はですね、当然扶養が廃止になるということで町民税の徴収額が変わってくるとは思うんですけども、今現在国の方でも子供手当の基準がはっきりしないままどうなるのかと、ひとりの子供を扶養する場合であったり、3人の子供を扶養する場合であったりですね。それで税率が変わって、それで変わってくる。今までとの割合が変わってくるのではないかとこのことを報道機関でもされておりますが、そういった部分の考慮もなくですね。一律に扶養排除と廃止ということになるわけですけども、それによってうちのほうの税収ですねどれぐらい変わるというような算定をされておるのか、その計算をお願いします。
大岡議長 三好税務 課長	税務課長 三好 定君 本屋敷議員さんの質問にお答えします。先ほどの申告というか扶養の情報把握ということの事務処理ということでございますが給与所得者につきましては会社の方へ届出をするということでございますし、年金関係につきましては現況届の時に扶養が年金所得者で扶養控除がある方は少ないかと思われます。またそれ以外の方につきましては町の申告時において実施するという事でございますので、自動的になるというようなことではありません。それと今いった家族の世帯によって、この子供手当と控除との関係ということでございますが、これは24年の住民税分からということでございます。そのため所得は23年から適用ということで住民税分については過去1年についての課税ということでございます。計算でいきますと住民税分については控除が33万、所得税は38万ということでございますから両方足しますと71万円が控除になるということで、これに對しまして国、県、町、合わせますと国が5%、県町が10%ということでございますから、71万に對しまして簡単な計算方法ですと、71万に對して15%ということでございますから、計算上は10万少々ということでございます。子供手当につきましても、1万3千円が年間1

	三好税務課長 大岡議長 谷森議員 大岡議長	2ヵ月ということですのでございますから15万6千円ということで、どちらが得かみたいな議論はありますが、一応手当てで貰う方は数字上はどの家庭も子供手当てを頂く対象者についてはメリットはあるということでございまして、今町の方でこの数字について見込みをだすというのは今のところ行ってもおりませんし、非常に住民税につきましては近年減りつつありまして、来年なり再来年の住民税分について試算するというようなことは、これに限らず中々難しいということで今回の扶養控除に対する住民税の影響部分ということの数値については計算というか把握しておりません。以上です。 これをもって、質疑を終了いたします。お諮り致します。 ただ今議題となっております、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、御異議ありませんか。 (異議あり) 異議がありましたので、これより、委員会付託省略の件を、起立により採決いたします。 議案第2号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の諸君の、起立を求めます。 起立多数であります。 よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに、決定いたします。 これより、討論に、はいります。討論は、ありませんか。 17番 谷森 哲雄君 かなり前から新聞等で報道されとったんですが、年間の所得によりますが一般的に所得の扶養申告、子供手当での支給に基づいて扶養親族の廃止ですか。一般的には所得少ない人には増税なるとこういうことが公表されておりますので、私は税条例には反対いたします。 賛成討論はございませんか。 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第2号まんのう町 税条例の一部改正についての件を起立により 採決 いたします。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決 されました。
--	---	--

日程第 11	大岡議長	日程第 1 1 議案第 3 号まんのう町 道路線の認定についての件を、議題と致します。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義 君
	栗田町長	それではただ今上程されました議案第 3 号まんのう町道路線の認定についての提案理由を説明させていただきます。次のとおり町道路線を認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。路線名：町道福家上所支線、起点：四條字福家上所 3 1 7 番 1 地先から終点：四條字福家上所 3 2 7 番 3 地先までの延長 1 8 9 . 5 m、幅員 4 . 0 m の道路であります。 改良工事については、平成 2 2 年 3 月末に完了致しております。 また、用地につきましては、所有者の方から土地を寄付していただき所有権移転登記も完了致しております。 以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い致します。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑に、はいります。 この議案は、委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑は、ありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今、議題になっております、議案第 3 号は、建設経済常任委員会に、付託をいたします。
日程第 12		日程第 1 2 議案第 4 号字の区域の変更について
日程第 13		日程第 1 3 議案第 5 号字の区域の変更について
		以上、議案第 4 号、議案第 5 号の、2 議案を会議規則第 3 7 条により、一括議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義 君
	栗田町長	ただ今、一括上程されました議案第 4 号議案第 5 号についてご説明を申し上げます。 まず議案第 4 号 字の区域の変更についての提案理由を説明させていただきます。字の区域の変更については、地方自治法第 2 6 0

	栗田町長	条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 本町の字の区域の一部を、変更しようとする別紙変更調書をご覧頂きたいと思います。 １．仲多度郡まんのう町吉野字下高屋原に編入する区域といたしまして、吉野字西高屋原４３１６の１、４３１６の２、４３１６の４、４３１６の６、４３１６の１０から４３１６の１２までと、４３１６の１４、４３１６の１６、４３１６の１７を吉野字下高屋原に編入するものでございます。 ２．次に、仲多度郡まんのう町吉野字西高屋原に編入する区域といたしまして、吉野字桶樋３３４８及び、吉野字大分股４２８１の２から４２８１の４までと、４２８１の９、４２８１の１０を吉野字西高屋原に編入するものでございます。 ３．次に、仲多度郡まんのう町吉野字桶樋に編入する区域としまして、吉野字西高屋原４３１４の３７から４３１４の３９までと、吉野字深田３５０６の４、３５１９の１０及びこの区域に隣接する水路である町有地の全部と３５１９の１９を吉野字桶樋に編入するものでございます。 ４．次に、仲多度郡まんのう町吉野字深田に編入する区域としまして、吉野字上高屋原４２４２を吉野字深田に編入するものでございます。 これらは、平成２１年度に地籍調査の一筆地調査を実施したものでありまして、従来より、字界は道路、水路等で定められておりましたが、道路、水路等の拡幅及び公共施設用地の整備等により、現況と字界が一致しなくなっているため、今回の調査結果による、道路の形状及び水路の形状に併せて字界を定めようとするものであります。 尚、この新字界の効力の発生は、国土調査法第１９条第２項の認証の日となります。 どうぞ御審議賜りますよう、よろしく御願いたします。 次に議案第５号について説明をさせていただきます。 字の区域の変更につきましては、同じく地方自治法第２６０条第１項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 本町の吉野の字の区域の一部を、炭所西の字に変更しようとする別紙変更調書をご覧頂きたいと思います。 １．仲多度郡まんのう町炭所西字新池に編入する区域としまして、吉野字上高屋原３４１１の２、３４１１の４、３４４４の２、３４８４の３、３４８４の８、３４８９の１、３４９１、３４９２、３４９３、３４９４、３４９５の１、３４９５の２に隣接する道路、水路である町有地の全部を炭所西字新池に編入するものでございます。 ２．次に、仲多度郡まんのう町炭所西字西の山に編入する区域といたしまして、吉野字下高屋原３３７８の２、３３９９の２、
--	------	---

日程第 14	栗田町長	3 4 0 0 の 2 及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部並びに 3 3 7 8 の 1 に隣接する道路、水路である町有地の全部を炭所西字西の山に編入するものでございます。 これらは、平成 2 1 年度に地籍調査の一筆地調査着手後、地籍調査区域外としての、地番区域の調整を行うものでありまして、従来の字界は、道路、水路等で定められておりましたが、道路、水路等の拡幅等により現況と字界が一致しなくなっている為、今回の調査結果による、道路の形状及び水路の形状に併せて字界を定めようとするものであります。 どうぞよろしく御審議頂きご決賜りますよう、お願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、議案第 4 号議案第 5 号の 2 議案にたいして質疑に、はいります。 この 2 議案は、委員会付託を予定しておりますので質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑は、ありませんか。 (なし) これをもって、質疑を終了いたします。 ただ今、議題となっております、議案第 4 号、議案第 5 号までの 2 議案は、建設経済常任委員会に、付託いたします。
		日程第 1 4 議案第 6 号福祉バス（かりんバス）購入契約の締結について平成 2 2 年度福祉バス（かりんバス）整備事業を、議題と致します。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義 君
	栗田町長	だ今上程されました議案第 6 号福祉バス（かりんバス）購入契約の締結について平成 2 2 年度福祉バス（かりんバス）整備事業について提案理由のご説明を申し上げます。 本件、福祉バスは、従来、旧かりん温泉の送迎用バスとして利用されておりましたもので、現在は、主にエピアみかど、美霞洞温泉及び塩入温泉への高齢者の送迎用バスとして利用しておりますが、老朽化が、著しく乗客の安全輸送の観点から、国の平成 2 1 年度地域活性化・経済危機対策交付金事業により、新たに車両を購入し、運行の安全、安心の確保を図ろうとするものでございます。 本契約につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に

栗田町長	関する条例第3条の規定に該当することから議会の議決を求めるものでございます。 契約内容につきましては、1番目に 契約の目的 福祉バス（かりんバス）の購入。2番目に契約の方法 条件付き一般競争入札による契約。3番目に契約金額 882万円 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額42万円。4番目に契約の相手方住所 まんのう町四條747 商号 山本車輛有限会社 代表者名 代表取締役 山本 宏となっております。 よろしくお審議いただきまして、ご承認賜わりますようお願いいたします。
大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑に、はいります。質疑は、ありませんか。 5番 本屋敷 崇君
本屋敷議員	条件付一般競争入札ということですので条件をよろしくお願ひします。それとですね購入するであろうバスですね、何人乗りであるとかそういった詳細を聞かして頂ければありがたいんですけどお願ひします。
大岡議長 高嶋健康 増進課長	健康増進課長 高嶋 一博君 本屋敷議員さんご質問にお答えいたします。 条件付競争入札の条件についてでございますが通常の入札参加資格に関わる部分が主でございますが、それに条件として特に条件として付けましたのが香川県内に本店または支店もしくは営業所を設置している企業であること。自ら普通自動車中型以上の整備を行うことができる自動車整備場を設置かつ国土交通省が発行している分解整備許可のうち限定なしの許可を受けていることというのが条件となります。それと、ご質問のバスの使用でございますが乗車定員については29名。シート配列について7列シートということになっております。その他につきましては特に、この中で上げておりますのは前ドア扉については全部についております前ドアということですのでしております。それと乗降口については老人も利用することから2ステップ。その他につきましては通常のバス使用ということでございます。
大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷 崇君 条件付競争入札の条件を聞いたんですけども、その中でですね。香川県内というのはわかるんですけども自動車整備場が必要であるという部分はなぜなのかなという部分で聞かしていただけたらと思うんですが。
大岡議長 高嶋課長	健康増進課長 高嶋 一博君 本屋敷議員さんの再質問にお答えします。

	高嶋健康 増進課長 大岡議長 本屋敷議員	自ら普通自動車小型以上の整備等という条件につきましてはこれについては購入を予定しておるところでですね。その車両の整備が可能ということを前提に付けた条件であります。 5 番 本屋敷 崇君 自動車整備が含まれる理由として購入したところにおいて整備をするというのが前提であるということになればですね。当然入札したところで落札したところその車両においてはずっとメンテナンスをしていくことになるかと思うんですね。そうなった場合にはですね。入札は競争入札として入っていきますが、その後の維持経費においてはどうしても高めになるというのが町の仕事の大きな部分であって、そこを改善していくために庁内の公用車のリース契約を進めて行こうかというお話があったように記憶しですね。今現在 2 台か 3 台か進めておりますし社会福祉法人の方では車両のリース契約をしていると。それなのにですね、なぜこのバス事業においてはまた今までと変わらない方式をとっていくのか。当然ですね今回 PPP、PPP ですね、庁内の管理においてですね多年度契約において契約金額を下げるというような努力もされている中でですね。自動車においてですね。であればですね。公用車の多年度整備、相当数の台数を合わせ一括入札を掛けて行けばですね。下がって行くだろうと予想されるのにも関わらず購入するだんに長年の修理まですべて含むというような考え方をして行くというのはおかしいではないかと。やはり今回にしてもですね。そういった経費削減、維持経費の削減ですね。努めていかなければならないという観点からこの条件というのは如何なものかと思うんですが担当課としてはどうお考えなのかお聞かせ頂きますか。
	大岡議長 高嶋健康 増進課長	健康増進課長 高嶋 一博君 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。 今回入札にされましたのは温泉送迎用のバスでございます。特に通常の公用車と違いまして乗客を乗せると町民の方を乗せるということになりますので当然先々の安全安心を確保する必要がございます。そういう面もありまして特にバスについてはですね、整備点検等について、ある程度ですね一定の安全性を確保するために、という面もありましてですね、そういう発注方法にさせていただいたということでございます。
	大岡議長	本屋敷君の質問はすでに 3 回になりましたので会議規則 5 5 条の規定により発言は許可できません。
	谷森議員	他に。 1 7 番 谷森 哲雄君 私が考えた場合に最近はできるだけ地域の活性化ということで可能な限り町内の業者とこういうことを進めて来たかたと思い

谷森議員	ます。特に建設工事においても町内の業者がジョイントを組んで大きな建設工事でも町内の業者が受注しておると。そういう中で特にそのいわゆる条件付というのは建設工事においては町内業者を優先する。そしてまた、こういうバスとかそいなんについては条件付いうんは地元の業者いうんでなくして県内の業者とこういうような条件ですか。いわゆる条件付いうのを使い分けしておるんですか。いわゆる建設課では町内業者、条件付いうんは町内業者ですよと。あるいはこういうその他の課については条件付いうんは県内の業者と、こういうような使い分けをしているのかお尋ねいたします。
大岡議長 高嶋健康 増進課長	健康増進課長 高嶋 一博君 谷森議員さんのご質問にお答えします。 本件のような一般競争入札、指名入札にもあたりますが、つきましてはまんのう町の場合、金額を定めまして指名委員会に諮ったうえで条件等について決めるというふうな格好になっておりますので特定のなんというんですか、決まりごとあるというのではなく、その都度指名委員会で諮っているというふうに私は考えております。以上でございます。
大岡議長 谷森議員	17番 谷森 哲雄君 条件付というのを説明していただきたいのですが、例えばまんのう町条例、運用規則の中に載せておるのかどうか私は承知してないんですが、いわゆる条件付ということについては町内業者いうんを主として入札参加する場合は町内業者と、こういうふうに内規いうんですか。それともいわゆる条件付いうんはいろんな庁内それぞれの役場内でそれぞれの担当課で今後いろいろあろうかと思いますが条件付というのは県内の業者と、こういうような条件付かその点、条件付の内容について説明をお願いいたします。
大岡議長 佐野副町長	副町長 谷森議員さんのご質問にお答えをいたします。 条件はその事業、事業によって条件の幅は変わってきます。一般競争入札する場合に普通の場合は条件も付さないで広く応募を頂くということもありますけど先ほどいわれておりますように、事業の大小によりまして県内または中讃地区、町内というふうに変々その事業によって変わりますので、この時にはこうするというふうなひとつの基本合意したようなものは案件ごとに決めて行きますので、手持ちで協議しながらやっていくというふうな形式をとらせて頂きますので条件は各種付いてまわります。
大岡議長 藤田議員	12番 藤田 昌大君 福祉バスに購入ということですね条件付いうことでしたんで、副町長の方から言いましたけど、入札の条件と車両購入の条件とはどんなことか考えたんですか。一応課長の報告によりますと29名の7列シートの2ステップのドアということですね。福

	藤田議員	祉バスやいう部分がどこが福祉バスやいうちょっと疑問が生じましたんで質問します。例えばですね。せっかく福祉バスいわれたリフト付のですね。車椅子が乗れるぐらいはしたらどおやという気がしますけれども、条件がですね。かりん温泉送迎いうんですね。これにこだわったらようけ乗れるほうがええんかなという気がしますけれども、車椅子の人は行けんのかということになりますので、そのへんの考慮があったか無かったたかいうんとですね。もうひとつ本屋敷君の部分に絡みますとですね。それをしたら車検がどうしても業者が限られてくるはという部分もあるので車検の部分について、どうこういうのがあったんかなあと憶測もしますけれども、やっぱり車検についてもですね。やっぱり本屋敷君がいった部分のですね。この条件やったら1年車検ですかね。だいたい新車でない限り営業目的やから、そういった部分ではですねやはり絶対そこに車検するいうんはある面、かえる分をですね考慮すべきでないかなという気がしますけども、メンテナンスの関係でそうなるんかなと思います。けれどもそれを含めて僕の質問にですね本屋敷君の部分も含めて回答してください。以上です。
	大岡議長 高嶋健康 増進課長	健康増進課長 高嶋 一博君 藤田議員さんのご質問にお答えをします。 今回の福祉バスの購入につきましては現在使用しております旧かりん温泉の送迎用バスということでですね。その点の考慮をさせていただいたのは確かでございますが、ここで福祉バスとつけておりますのは利用者が高齢者とかいう部分に限られておるという意味合いでございます先程、藤田議員さんのご質問にあったようなリフトについては今回の部分には検討させて頂いております。それと車検等のメンテナンスについてのご質問でございますが実際問題といたしまして車検等についても、できれば安全なところということでございまして、事前にですね車両買上の時に、そういう施設があるというのを前提としての発注にはなりました。しかしながら当然、車検等に発注する場合についてはですね。適正な価格ということの部分是最優先に考えたいというふうに考えております。見積書等をですね聴取して適正な価格であると、不適正な価格であればですね。是正をお願いするような格好で対応したいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。
	大岡議長 藤田議員	12番 藤田 昌大君 もうちょっと、突っ込んで行きたいと思うんですが。 会社ですね経営形態の問題とがですね社員の労働条件はですね。これはどうなるんかなということなんですね。安く上げようとしたら賃金を安くしたらええと、そういう部分が出てくるんですよ。その入札条件の中に例えば労働基準法をきちんと守っておられるのか。従業員の福利厚生はどうなってるのかと。そういった部分もですね、できれば今の社会情勢の中では判断していた

藤田議員	だきたいと。そういう部分も私なりにはですね判断の材料にしてくるような時代なんですね。今の時代の中で、例えばさっきの条例改正の中でですね。条例改正の中で育児休業がありましたけども、あっても利用されなんたらなんちゃにならんのですね。そういった部分から含めますと例えばこの会社、山本車両さんですかね。それが最低限の労働基準法を満たしとんのか。満たしとらんのかと。そういうこともありますんで蛇足ながらですね。是非それらについての今までの部分と今後の部分をですね。是非回答して頂きたいと思うんですね。ただ条件がこれやったらええいう部分ともうちょっとですね。深く突っ込んでいきや、その会社の経営状態そのものもですねやってもらわんと、ただ安かろ、よかろいうんではちょっと困りますんで。そのへんの考慮は多分、今の段階ではないと思いますけれども考慮がこの段階であったんかなかったんかと、それと今後のについてはどう考えているのか回答できるんであればしてください。以上です。
大岡議長 高嶋健康 増進課長	健康増進課長 高嶋 一博君 藤田議員さんのご質問にお答えをいたします。 先程条件付一般競争入札のところでご説明しましたのは特に今回余分に付した条件でございます。通常でいうところの一般競争入札につきましては当然町が発注する工事でございますので、この場合は物件でございますが工事とか製造物とかいう部分になりますので地方自治法の関係それと会社更生法とかですね暴力団の関係とかいう部分の一般的な条項については当然規定がございます。そういう条項にですね合致する会社じゃないとだめですよというふうな格好になっております。それと今回の部分についてはですね、まんのう町の入札参加資格者名簿に登載されているというふうな条件も付しております。町が判断できる範囲ではですね、適正な企業でないと入札に参加できないということになっております。もっと踏み込んだというご指摘もございますが、そこまではちょっと調査が難しいということで、ご理解を頂いたらと思います。以上でございます。
大岡議長 藤田議員	12番 藤田 昌大君 公契約条例が条例化されておられませんので今の質問については今の回答でやむをえないと思いますので親切丁寧なご答弁ありがとうございました。以上です。
大岡議長 白川年議員	7番 白川 年男君 このバス運行、メンテナンスいうんですか。運転手の経費とか後、車検とかそのへんについては後々町の一般会計から持ち出しということになされるんかどうか。そのへんちょっとお願いしたらと思います。
大岡議長	健康増進課長 高嶋 一博君

高嶋健康 増進課長	白川議員さんのご質問にお答えをいたします。 今回購入するバス、それと今使用しているバスの運行についての費用については平成２２年度ですね、当初予算の中でも入っておりますが民生費の中の、かりんバス運行事業費の中で計上をさせて頂いております。これにつきましては引き続き、この一般会計の中で対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。
大岡議長 白川年議員	７番 白川 年男君 その件ですけど、従来かりん温泉送り迎えしよったバス。これはかりん温泉の中の支出の項目中へ充当されとりました。そうすると今後これを塩入双方へ送るとそれは町の経費で一般会計ですと、何か片手落ちでないかと思うんですけど、そのへんは従来はそういう町の経費これからはもう振興公社なり、私が思うんは行った回数で按分して塩入なんぼ琴南なんぼと。その中へ充当するのが今までの流れの中でそういうふうにするのがリーズナブルでなかろうかと思うんですけど、どうでしょうか。
大岡議長 佐野副町長	副町長 佐野 利昭君 質問が今度の契約の方からからちょっとずれとるようなんですけど、今いわれましたかりんバスの運行につきましてはかりん温泉の閉鎖時からお約束してましたとおかりん温泉を利用しておる、まんのう地域の方々の足の確保ということで実施をしております、仲南なり琴南なりを走る時にはその地域の方々を乗せません。ですので今現在のはかりん温泉の利用者ということで二路線を使って運行をさせて頂いておりますので、それは従前通りの福祉の一環として町の一般会計で出ささせて頂いております。尚、蛇足にはなりますけど今２００円をしてあと残り１００円、１００円は公社と町が本人に対して助成をしておるような福祉施策もっておりますのでバスのものだけを今度公社の方で按分して支出せえということは少しちょっと筋道が違うかというふうには私は考えております。
大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。
大西議員	１４番 大西 豊君 先程から住民の目線で議員の方々が質問しとります。やはり的を得た質問だと思います。最初、本屋敷議員はやはりリース化に伴う公正な車検の費用ということまた先程はやはり車を購入すればそれに伴う費用がいるわけでありますので、やはり白川議員が質問されとったんは旧の直営のかりん温泉についてはもう閉鎖はされましたけど、その収支に加味されとりました。そういうこともあります。それと僕できたら課長いろいろ入札があると勉強して頂きたいと思うんですよ。金額については私は一般競争入札で本当に安価な金額でされとります。僕専門の立場から言えば日野自動車さんいすゞ自動車さんがだいたい基準の価格です。通常の

	大西議員	入札価格というのは価格です。それでいろいろな基準に適応した、もし基準に適応したいいうのであれば恐らく国の国土交通省の国の基準だといわれておるんですが、このバスが入らない工場があると思います。もしあなたが先程の答弁でそういう資格を持ったというのであればな、この車が入らない工場があると思います。それは次からちゃんと勉強して頂きたいと思います。やはり議員というものはそれぞれの対場の本当にプロが来ておりますので、やはり勉強して頂きたいと思います。入らない車は国が許可してくれませんが、価格については本当に安価な車、安価で買っております。それともう1件下取り車が入っておりませんが下取り車はどうなっておるのか、それともう1つはエコカー減税ということも購入車の分ですけど、そういうこともどのようになっているのかお聞きします。それととりあえずそれだけ質問させていただきます。
	大岡議長	14番 大西 豊君に告げます。先程質疑は終了したと私の方で言わせて頂きました。特に議運の委員長ということで1回だけの発言を許します。答弁
	高嶋健康増進課長「	健康増進課長 高嶋 一博君 大西議員さんのご質問にお答えをいたします。 車両のところで条件を付しておりました部分でしたが、自ら普通自動車中型以上の整備ができるということでございまして、その件につきましては一応認定状況についての調査をさせていただきました。その中で一部共同組合のところですね。対応が可能だということの申し出がありまして、それについてはですね。認めさせて頂いたと。町内業者さんでもあることから認めさせて頂いたという点はございますが、それ以外の部分ではですね。一応条件を満たしているというふうに私の方では考えております。引き続き下取り等の件についてでございますが、この部分につきましては今回の入札の中には含めておりませんが、今回新たに更新するにあたりですね。一応老朽化が激しく今のところですね一応騙々乗っているのが現状だというふうに私の方、聞いておりますので、一応前提としては廃車というような格好で考えております。それとエコカー減税についてはですねこの中にですね。含まれて大変勉強不足で申し訳ないんですがちょっと内容についてはですね。この中に含まれているかどうか、ちょっと今のここでご返事ができません。大変申し訳ありませんが以上。
	大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。お諮り致します。 ただ今議題となっております、議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。 これに、御異議ありませんか。 (なし)

	大岡議長	異議なしと認めます。 よって、議案第6号は委員会の付託を省略することに、決定いたしました。 これより、討論に、はいります。討論は、ありませんか。 14番 大西 豊君
	大西議員	反対いうかいろいろ執行者の答弁が不親切でありますので討論に参加させていただきます。先程騙々車を使っておる。老朽化しておるといいますけど、一般バスとかそういうものは走行距離は田舎のタクシーであつても人を運ぶ車です。やはり50万、60万キロは走行されております。それと先程エコカー減税とか下取り車については不鮮明な十分な説明がありませんでした。またメンテナンスの問題につきましても、過去の車においてでも、町外業者にした関係で本当に高額の金額をとられておりましたし、そういう町が判断できるのであればリースカーとかいうことも望まれます。それともう一点は私、委員会の方でも発言したんですけど、私は合併して以来、平成18年以来公用車の数についてして来とります。それまで町は車検の度に車の数を検討しとると今まで発言して来ております。また4月の巡回バスの廃止をするということでございますが、実際廃止しているかどうか今非公式にきいたところ実際車があるようであります。やはり限られた予算の中で行財政改革進める中において本当に公用車が何台必要であるか。ただその間の車が古くなったかいう予算があるからということだけで買い替えは私は説明が不十分でありますので、そういうことをふまえて反対をさせていただきます。
	大岡議長 末武議員	10番 末武 弘道君 これは老朽化したバスに本当に大切な町民を乗せて、もし万が一の事故があつた時、議会は補償できるんですか。やはり速やかにきちっと買い換えて、そして住民の安心安全のためにこのバスを1日も早く走らすことを希望します。そういう意味で賛成いたします。
	大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷 隆君 バス自体購入することに反対することではないですが先程のですね、条件入札につきまして自動車整備場を含むということについてですね、町執行部の方では整備もそこでさせるというような話もございました。そうなりますと入札の条件として、新車購入だけにかかる契約というのがおかしい。そもそもですね多年度に渡る維持管理費も含めた金額での入札でなければ入札条件と重ならない。先程ですね車の安全性等々の話もでしたが車の方では車検制度、法令点検制度もあります。そういった状況でこの入札は認めるわけにはいけない。1日でも早くバスを購入していただきたいのは同感ではありますが契約の条件について不備があると

日程第 15	本屋敷議員 大岡議長 高木議員 大岡議長 栗田町長	認めますので反対とさせていただきます。 16番 高木 堅君 賛成の立場で討論に入ります。大変、教育民生委員会でも色々質疑等がございました。なお委員会では再三に渡って委員さんの意見等を初めての委員会でございますので、ゆっくりした委員会また十二分に説明を聞けるような体制をとったつもりでございます。なお委員の中にそういったまだはつきり理解出来てないことは残念ですが、このやはり町民の福祉目的また、大切な生命を預かる状況でございますので、やはり今の状況を踏まえて1日も早くこの町民のために新しいバスを安全面安心面を考えて早く運行させて頂くことを希望し賛成の立場とします。 討論を終結いたします。これをもって、討論を終了いたします。 これより、議案第6号福祉バス（かりんバス）購入契約の締結について（平成22年度福祉バス（かりんバス）整備事業）を起立により 採決 いたします。 本案は、原案のとおり 決 することに、賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。 よって、本案は、原案のとおり可決 されました。 日程第15 議案第7号平成22年度 まんのう町 一般会計補正予算案 第1号を、議題と致します。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義 君 ただ今上程されました議案第7号 平成22年度まんのう町一般会計補正予算 についてご説明申し上げます。 1ページをお開きください。第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,318万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億9,018万8千円とするものであります。第2条で地方債の追加を定めるものでございます。 3ページをお開きください。歳入は、第15款県支出金3,275万円、第18款繰入金4,100万円、これは、減債基金からの繰入金でございます。第19款繰越金1,993万8千円、第21款町債5,950万円をそれぞれ増額補正致しております。 なお、町債の内訳は、消防屯所整備に1,200万円、幼稚園施設整備に4,750万円でございます。 歳出につきましては、第2款総務費で290万円の減額、内訳として第1項総務管理費、第5目財産管理費で消防屯所新築に伴います旧神野小学校の取り壊し工事費を消防防災施設整備事業費に組み替えしたものが主なものでございます。第6款農林水産業
---------------	--	--

栗田町長		費 3, 280 万円の増額、内訳としては、第 1 項農業費、第 5 目農地費で農山村活性化プロジェクト事業の県補助金を町経由により交付を行うことによるものでございます。第 9 款消防費で 3, 050 万円の増額、内訳としては第 1 項消防費、第 4 目消防施設費で消防屯所整備工事实施によるものでございます。なお、当該工事は、平成 21 年度予算の地域活性化、きめ細やかな臨時交付金事業で計上いたしておりましたが、国の予算がつかず未実施とし、今回計上するものでございます。また、解体工事費を過少に見積もっていたため増額となっております。第 10 款教育費で 5, 115 万 2 千円の増額、主な内訳といたしまして、第 4 項幼稚園費、第 2 目幼稚園建設費で 5, 000 万円、これは消防費と同様な理由で平成 21 年度地域活性化、きめ細やかな臨時交付金事業を組み替えるものでございます。第 12 款公債費で 4, 163 万 6 千円の増額、内訳としては長期償還金で旧仲南西、仲南東小学校の廃校に伴う財産処分行為より繰り上げ償還をしなければならないことによるものでございます。 18 ページに地方債の残高に関する調書を記しております。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたします。
大岡議長		これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑に、はいります。質疑は、ありませんか。
本屋敷議員	5 番 本屋敷 崇君	何点か質問させていただきます。まず、14 ページの農山村活性化プロジェクト事業補助金、これの詳細を教えてください。後ですね、13 ページ神野小学校校舎取壊し工事。これマイナス 300 万で、こっちがあのか消防費の方で取壊しの方で 1200 万に増大しとるということで 900 万ものですね増額であると。これ過少見積もりしとった理由 2 点目ですね。後ですね、町債の消防屯所事業債の事業債の内訳。充当率と交付金バックの充当率その辺をお願いしたいのとですね。また 17 ページ公債費ですね。長期償還還元金これ学校の方の還元金ですけども、これと同様の事業が他にないのかということですね。これによってですね。本来もう少し早めに償還金を返還しておけば利子部分については返さなくてもよかったことになりますよね。しかし今回、国の方の指摘によって早期償還せないかんのやということになったということは利子分こちらの方は楽になったということですので他にそのような事業がないのかどうか。後ですね消防屯所と高篠幼稚園事業。これきめ細やかな特別交付金ですよ。ほうの事業で 21 年度の分に入っていたやつですけども、それが落ちて今回こっちに流れてきとるということですけども、きめ細やかなの方は当初から議会の方でもちょっと予算措置に問題があるのではないかなと言われとった中でですね、500 億円最初つくという中で 550 億円のあと 50 億円ですね増額する見込みがあるので事業増やしていくと、その状況で落ちたからといってですね、この事業を 6 月補正にですよ公債費を付けてまでのせる理由があるのか。それならば細やかな臨時交付金のなかで優先順位をつけ

本屋敷議員 大岡議長 栗田総務課長	てですね、細やかななかで処理をしてしまうのが妥当であると私は考えるんですが、優先順位をつけたのかどうか優先順位をつけるまでもなく、これをすべて予算計上していくことの妥当性そのあたりの説明をお願いします。 総務課長 栗田 昭彦君 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。 農山村プロジェクトについてはですね担当課長の方から後からお話をさしていただきたいと思います。まず神野小学校校舎取壊しの過少見積もりにつきましてはですね。まず当初、予定いたしました全体のもので、取壊しがですね、9 4 5 m²程ございました。おおよそ3 0 0坪でございますので非常に申し訳ないと思っていますが、これに対する積算の過少積算をしたということでございます。本来であれば3万5千から4万程度の取壊しをするべきというふうになるとは思いますけれども、当初の見積もりが甘いということでお断りを申し上げます。加えまして現在あります。既存の屯所の撤去も今回、加算をさしていただいております。これが7 4 m²ほどございますので、これを追加をさしていただきまして、こういう金額になったということでございます。それから屯所の充当率でございますが、これは一応ですね1 8 0 0万円程度の工事、いや1 6 0 0万円の工事を予定しておりますので、これに対して1 2 0 0万でございます。交付税バックにつきましてはですね3 0 %から4 0 %でございますのでこの一般財源、今回の事業費を確保するためにですね、この起債をお願いを申し上げているしだいでございますが、3 0 %ないし4 0 %という非常にですね、充当率が低い起債でございまして、長期的に考えましてこれについては再精査いたしまして補正はあげさしていただいておりますがそれでですね。町といたしましてもメリットがないという計算ができましたらですね、一般財源の方からの支出も検討すべきであるというふう考えております。それから公債費の償還について他に同じようなケースがないのかというようなご質問でございますが他のケースの有無を調査しました結果こういうケースに該当するケースは無いということでございます。それからきめ細やかな臨時交付金から本来はその2 1年度の繰越事業でやるべきではなかったかということでございますが補正をさしていただいた時にですね、このきめ細やかな臨時交付金の全国枠は5, 0 0 0億ございますとまだ最終決定してないのが5 0 0億程度あるときいておりましたと。その5 0 0億は国の方で順次その価値を見てですね。国の方からまた再度、交付額を決定していただけるので、そういう希望を持って今回その計画をあげさせていただきますというふうなご説明を申し上げます。結果として私どもが要望しておりました枠につきましてはそれ以上の追加はございませんでした。したがって最終的には高篠小学校と神野消防屯所が交付金では実施できないというふうな結果となってしまいました。結局ですねその時もお願い申し上げましたが、そういうケースの場合は2 2年度の補正でお願いしたいということで、もしですね2 1年度のきめ細やかな臨時交付金の中で実施しよう
--	---

	栗田総務 課長	とすればそれに関わる事業費といたしましては今の予定では、すべて一般財源でなければいけないという計算にどうしてもなってしまう。それよりもですね今回補正をお願い申し上げまして高篠小学校につきましては合併対策債という非常に有利な交付税バックもございますので全体的には町の財源としてはそちらの方が有利だというふうに判断いたしまして、こういう補正予算を計上をお願いをいたしております。以上でございます。
	大岡議長 斉部建設 課長	建設土地改良課長 斎部 正典君 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。 プロジェクト交付金事業でございますが農山村の活性化の事業でございますして支援交付金事業でございます。事業名といたしましては農村生活環境基盤整備事業という名称でございますして対象地域がまんのう町の羽間地域の中の大下、下仲屋敷地域というところでございます。これには対象が5ha以上が必要になりましてその中に今回の事業といたしましては農道水路の整備を行います。基本的には約600mほどの農道整備及び水路の改修がついてくるのかなという風に考えてございますので、よろしくお願ひします。他に点々とですね水路改修が7, 8箇所ぐらい他にもございますが多年度事業になっておりますので、よろしくお願ひします。
	大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷 崇君 まず1点目の旧神野の方ですけども、坪単価で最初予算で1万円程度ですよ。それが3万5千円ぐらいにあがるわけですよ。それは予算は予算でという話にまたされたら結局予算は通って事業が進む。いや予算とおりましたんでという話になるわけですよ。そこら辺はちゃんとしてくれんかなと。なんで最初1万円で計算するのんかと。予算規模で4倍上がるわけですよ。当初予算なんやったんやという話になりますから、そこら辺ちょっと、もう少し考えていただけないかなと思う。それと消防屯所の場合もですね、充当率が30から40ということで、充当しないかもしれません。それは精査しとってくださいよ。予算の出すのであれば。それをここで使うかもしれんし、使わんかもしれんです、みたいな話は止めていただきたい。議会の方に対してですね、そこはちゃんと精査した上で今後の起債計画も考えた上でですね、起債にするのか一般財源繰越金が決算結果で出とるん、わかつとんですから、その繰越金を充当するのか、そのあたりの精査はしとっていただきたい。ということですね。その精査が出来ていないという認識でよろしいですかね。それと農村活性化のほうは大丈夫です。あと公債費も大丈夫です。きめ細やかな方ですけども私、当初予算の方でもお話をいただきましたが標準財政規模が約63億ぐらいですよ。その63億のなかで毎年90億を超える予算案を執行していること自体が今後、大変ですよと話をさせていただきました。きめ細やかもですね5, 000億のうち

	本屋敷議員 大岡議長 栗田総務課長 大岡議長 高木議員	で500億余分にでるからそれを見越して事業をいれとるわけですよ。でんかったら事業切ればええだけの話ですよ。だから他の自治体では優先順位をつけとって優先順位の高いのから特交金にのせてくるわけですよ。うちの場合は優先順位じゃないですよ。その辺の優先順位がどうなとっのかという部分の答えを頂きたいのと特別交付金の方は事業枠じゃなくて金額枠ですよ。当初予定しとった5,000億の枠の中の金額しか出てこないということですよ。事業がはじかれたという認識よりもまんのう町におちてくる特別交付金は何億ですよという縛り方でやるという認識でよろしいですか。はい、2点。 総務課長 栗田 昭彦君 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。 まず公債費の発行、特に消防屯所の発行につきましては起債の件につきましては、まず起債の目的というのはですね以前にもお話しさせていただいたと思うんですが、まず町の財源を補填するとか一時の支出を回避するというのが1つございます。それともう1点はですね。主にインフラ整備に支出するものでございますので、数十年長期に渡って町民の皆様が使用していただくものを今現在ここでまんのう町で住まわれております住民の方が一度に負担すべきはいかなるものかと後年度の負担の平準化というのが二つの目的であるというふうに、一度お話しさせていただいたという記憶がございます。今回につきましてもこの2点を考慮いたしまして果たしてどちらが妥当なものであるかというのも考えたうえでの私のお話とさせていただきます。それと後きめこまやかな臨時交付金の5,000億円でございますが議員さんおっしゃったように総額で町の方へはいただいております。ただ当然、使用目的がございまして、その使用目的にあったような計画をまず出さしていただきまして、それによってその内容が妥当であればその交付金をいただけるというふうになっております。ですから総額は決まっておりますがそれに値するその事業の内容につきましても、すべてが町がやりたいことがやれるというふうなことではございません。優先順位につきましても考慮させていただきながら実施しているのは当然でございます。以上でございます。取壊しの見積もりににつきましては当初冒頭、私がお詫び申し上げました1万円というのが非常に間違った計算でありまして、これをですね的確な価格に訂正いたしましたことはお詫びをさせていただきます。よろしくお願いします。 16番 高木 堅君 これ総務課長大変耳障りな多分課長の方が正しいかもわからんけど、さき答弁立った時にですね。2回ほど高篠小学校言われよったんですけど、これ高篠小学校はなんちゃせんわなこれ。幼稚園やな多分これ。違うだろうというのにもう一片復唱しようるきんな課長。総務課長やきん、わしは間違っても総務課長、間違えへんと思って。そやな、ええんですわ。今からまだ言うてから答
--	--	---

	高木議員	弁たってくれ。言います。あのですね教育民生常任委員会の段階でこの幼稚園の学校の併設のやはり事業のぶんが委員会でも出たわけですが、教育課長の方から総務課長も当然これ同席しとった思うんやけど。この幼稚園の今現在の土地の所有地の状況またそれが町がどういった管理をしておるか。早い段階でもし私が記憶しとる分では、ひよっと間違っとなるかもわからんけど課長みんな、利口な人ばっかしやきん。そこら対応しとるやと思うけど、やはり人の上の土地ではいけないと。それは絶対認めませんよと。ひよっと間違ってもそういうことはないと思いますけど、ひよっとそういうことがあるんやったら、いけませんよと。それそれがすっきりしてないんやたら早い段階で公有財産としてすっきり公有として購入してくれと。そうせんことには認めませんよと委員会でもそういった話も当然でとるのは間違いないと思います。そのへんでいきなりですね。その結果どういう形で水路等また管理道等があればそういったぶんの処理はどうしますとか。どういう状況で運んできて計画しておりますとかいうのも全然なしにですね。小学校のことやと思っただけで僕くも聞つきよったんやけど幼稚園というきにやっぱ幼稚園やなど。これを十二分にこれで確認とってこんことにはやっぱこれ教育民生常任委員会で言うたことが委員会は言うだけいうとけと。おまえや言うこと聞かんぞと。というような体制とるんやたら、そのつもりでこっちもやらないかんきん。それ充分、総務課長やって同席しとるし町長から全部ね。教育課長も教民の委員さん皆聞いとると思うんや。その辺は充分委員会でも説明等受けとりません。誰に返事は出したんか知らんけど継続的なことは全然出て来よりませんので今スキッリした形でこの説明等を十二分にしていたいて、この議案は進めていただきたいと思います。まずちょっと休憩とってからで結構です。十分に考えてください。
	大岡議長	総務課長 議場の時計で14時45分まで休憩します。 (休憩 午後2時30分)
		休憩を戻して会議を再開いたします。 (再開 午後2時45分)
	栗田総務課長	答弁 総務課長 栗田 昭彦君 先程、高木議員さんの方からからご指摘がありました。私が予算のことにしまして高篠小学校と申し上げましたのは高篠幼稚園の誤りでございます。訂正させていただきます。
	大岡議長	学校教育課長 長田 徹君
	長田教育課長	先程の高木委員長さんのご質問でございますが教民の6月7日の委員会の時にもご指摘いただきまして、その後、調べましたらやはり民地がですね、1,040㎡ほど借地がございます。地権者のご同意が得られれば今後購入させていただきたいとは思って

	長田教育 課長 大岡議長 高木議員	おりますけども権限を持っておられる方がすでにお亡くなりになっている。相続という関係もございますので、前向きに進めて行きたいなというふうに考えてございます。また、今回の3歳児保育の実施におきます社屋のですね、増築につきましては今お借りしておる用地部分ではないところを予定してございますので、よろしくご理解をお願いいたしたいと思います。 16番 高木 堅君 教育課長が今答弁したとおり本当に6月7日の委員会で話して私の方から確認とったこととでございます。あのですね課長6月7日ですよ。今日何日ですかこれ21日でしょ。これだけの間があって亡くなられた何年も前の話をしたっていかんですよ。これあんた方が知らんきん知らなんだ我々も、そうでなかろうかと私は頭わるいきにそうでなかろうかと思って、課長に聞いただけで、ほんだらそれはそんなことはないようなこと言うて。いや現実には私の言うとおりです。やっぱりそこはちがうと。それやったら当然ですね、その相続者なりそれには当然あんた町内や。アメリカやロシアの方向行って話するん違うんやきん。当然これだけの期間あるんやきに当然これはどうですかと。こうこう委員会でも出とんですがと。そこはつきりしてくれと延ばし々にして行くことはこれいかんですよこれ。財産管理していくうえにおいて、私、総務委員会の時にでもかって何回も言うとりますよ。1日も早よ話して売ってくれるところは売ってもらた方がええと。すつきりすることはしなさいよと。用地がすきりしとったら、どうぞしてね建てられるし色々な諸問題が出てくるんですよ。これ後になっても。建ったら後退くんも出来んと。建つ前にやっぱりすることはきちっと処理して、その前の所有者が民地であるということ。その状況もそうでなかろうかと私は私なりに把握しとったんですけど、やはり行政の方はそこまで進んでないという現況が発覚したんやったらね。7日から今日現在21日までその間、例えですね、あそこまで何日もかからんですよ。十分その辺を相続者また家族の方をお願いなり打診していて、打診したんですけどこうこうですがと、いう私はその返事が欲しかったですよ。その経緯が見えんと誠意が見えんきん私はいかんですよと今、頭にきとんですよ。これはつきり言うて。執行部の怠慢さに、もっとてきぱきせんと住民やっぱり我々議会真剣勝負かけとんですよこれ。予算があると予算はなんぼぐらいあると。底地はちがう所有者がちがうそこえでもやろうか今は関係ないきにええがと。それが建ったらそのぶんの条件いうんは変わるんですよ。その土地の条件というのは。更地の場合と建った場合と条件変わるはずですよこれ。ほんだきん、やはり行政も皆のやっぱり意向も十分くんで、また皆さんですね血税やはり1円も大事にして事業費を安価に仕上げて、また地域の方にも喜んでいただくようなやはりそういった教育の立場で運営していかんだらいかんと。我々期待しとるのにその辺がやはり怠慢さがこれだけでないですよ。他のぶんについても今言いませんけど大変教育行政、怠慢なところが多いんですよこれ。その辺を課長、教育委員会との私のこれ見解の相違があるんかもわからんけど課長私が今いうたことに関して
--	---	---

	高木議員 大岡議長 長田教育 課長 大岡議長 高木議員	どういう考え持っておりますか。 学校教育課長 長田 徹君 高木議員さんの再質問にお答えをいたします。 やはり基本的には権限を学校用地等については、町が取得するというのが原則だと考えておりますので先程申しましたけれども地権者の方とまた相続人の方と早めにですね、話し合いを持ちたいという風に考えてございますのでご支援よろしく願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。 16番 高木 堅君 あのですね。課長断りするだけやったら誰でも出来るんや。とにかく委員会で私があればはっきり言うとなんだから、はっきりせななんたら、これはいきませんよと認めませんよと。この幼稚園に関しては認めませんよという表現の仕方もしとるし、やはりこの予算ですね今、活字で出てきとる。数字で出てきとる。このぶんのやっぱり他の委員さもこれちょっとおかしんでないかと疑問視する点があるんでなかろうかと思うし。この予算をどういう対応の仕方をするんかなと、その一番に課長答えも答えとしてですね。これは予算して出来るだけ早くてそなな言い逃れいかんのや、役人の一番汚いところや。はっきり言うて。これは図面が出来上がる前とかそれまでの間、何べんも行ってとにかく。契約やって、それを売却してもろてこいといよんでないんですよ。あんたが行ってないことが委員会で出てみんな真剣に委員会やっぱり審議しよんやきん。その段階で出とることをやっぱり執行部は謙虚に受け止めて行動にとってもろて、尚且つその経過がどいな経過になろうがそれはといへんのですよ。行かんことに腹立つんですよそれ。怠慢さに腹立つということ。そのぶん十分認識間違わんようにしてもらわないかん。この予算をそれをはっきりするまではこうこうとかいうその答えだけ。もう後質疑議長終わりやと思うきん。これ以上できんと思うきん。それだけ課長、教育長も居ったと思うんやけど。まあ課長が十分答弁できるんやったらそれだけ答弁聞いて私の質疑はこれ以上できんきに。また出来なんたらこれ委員会にかかったらまた委員会でもめるもとやきんな。ほんだきん十分に審議さして私はほんまに両手挙げて執行部にええことは協力したいんですよ。これ我々は押し上げるように思って、何とか執行部共々に協力して出来ることはしてあげないかと常にそういうことは思とる。いかんことはいかんと。そういう気持ち持とるきん。やはりこういう言葉も表現も出るですよ。その辺を十分理解してもろとかと誤解招くきん。反対しよんでないですよ。もろ手を挙げて賛成しよんやけど委員会をやはり軽視しとるような経緯なりそれは許せんということをはっきり言よんですわ。そのへんもうこれ質疑これからどうするこうする大体その状況どいな状況にもって行くというぶんを十分課長はっきり言うてもろて、ほんで私のこれ答弁にかえてくださいよ。お願いしと
--	---	--

高木議員 大岡議長 長田教育 課長	きます。 学校教育課長 長田 徹君 高木議員さんのご質問にお答えをいたします。 大変対応が遅くて申し訳ございません。早速、今日明日にでも地権者の方とお話をしながら、ただ予算的なものもございますので財政課とも相談をしながらですね、前向きに購入出来るような、ただ地権者の方のお考えもあろうかなと思いますので、すすめて行きたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。
大岡議長	これをもって、質疑を終了いたします。 5 番 本屋敷 崇君
本屋敷議員 大岡議長	5 番 本屋敷 崇修正動議を提出いたします。この修正動議は旧神野小学校校舎取壊し工事費を 9 0 0 万円増の 5 番 本屋敷 崇君ここで補正予算の修正案の提出があるようでございますので少し休憩をいたしたいと思います。 1 5 時 5 分まで休憩いたします。 (休憩 午後 2 時 5 7 分) 休憩を戻して会議を再開いたします。 (再開 午後 3 時 5 分) お諮り致します。 ただ今議題になっております、議案第 7 号は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これに、異議ありませんか。 (異議あり) 異議ありましたのでこれより、委員会付託 省略のを、起立により採決いたします。 議案第 7 号について、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の諸君の、起立を求めます。 起立少数であります。 よって、議案第 7 号は委員会の付託を省略することは、否決されました。 したがって、議案第 7 号は、総務委員会に付託いたします。 委員会付託となりましたので、会議規則 4 2 条により、修正案の説明は、委員長報告の終わったあとに行います。 お諮りいたします。

	大岡議長	本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。 これに、御異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、本日の会議は、これにて延会いたします。 閉　　会　　　　　延会午後３時７分
--	------	--

		地方自治法第123条第2項の規定により署名する。 平成22年 6月21日 まんのう町議会議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	---

--	--	--